

徳島県金融機関経営分析マニュアル

平成16年4月（令和4年4月一部改正）

徳 島 県

目 次

ページ

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第1章 | マニュアル策定の目的 | 1 |
| 第2章 | 対象金融機関 | 2 |
| 第3章 | 経営分析を行う上での基礎知識 | |
| 1 | 金融機関の定義 | 3 |
| 2 | 金融機関の機能と役割 | 3 |
| 3 | 金融機関の業務と経営 | 5 |
| 4 | 金融機関の業態別機能と特性 | 6 |
| 5 | 金融機関を取り巻く環境変化 | 8 |
| 6 | 金融機関の当面の課題 | 15 |
| 第4章 | 金融機関の経営分析・把握手法 | |
| 1 | 定期開示情報に基づく分析・把握 | |
| (1) | 定期開示情報の種類と活用 | 19 |
| (2) | 定期開示情報の開示項目 | 19 |
| (3) | 定期開示情報に基づく分析方法 | 19 |
| (4) | 定量分析－財務情報に基づく分析－ | 24 |
| (5) | 定性分析 | 46 |
| (6) | ヒアリングによる補完 | 48 |
| 2 | 第三者情報の活用 | |
| (1) | 格付け | 48 |
| (2) | 株価情報 | 53 |
| (3) | その他 | 55 |
| 3 | 総合評価 | 56 |
| 第5章 | 不安要素発現時以降の分析・把握 | 57 |
| 第6章 | 経営分析，把握の推進体制 | 60 |
| 第7章 | まとめ | 61 |

[別冊：主要な財務諸表の勘定科目の解説]

第1章 マニュアル策定の目的

このマニュアルは、ペイオフ解禁下で、徳島県が自己責任原則に基づいた確実、かつ有利な方法による公金の管理・運用を行っていく上で、欠くことができない取組の一つである金融機関の経営分析・把握のための具体的な方法や、分析上の留意点等を取りまとめたものである。

ペイオフの解禁以前、その大半を金融機関への預金等（金銭信託・貸付金等を含む。）により管理・運用してきた。

国の厳正な監督の下で安定した金融システムが維持され、あるいはペイオフの凍結によりその全額が保護されていた時代、預金等による管理・運用は、地方自治法における基本原則に則った、まさに確実かつ有利な方法であった。

しかし、時代の変化とともに、必ずしも金融機関の経営の安定化や預金の全額保護が保証されなくなった現在において、公金の保全に万全の対策を講じていくためには、本県もまた一預金者として公金を預託する金融機関の経営状況を的確に把握し、リスクに応じた適切な管理・運用を行っていく必要がある。

そこで、このマニュアルでは、預託先金融機関の経営状況を適切に把握していく上で必要な基本的な取組事項を明らかにするとともに、普段なじみの薄い金融機関の経営や難解な金融用語をできるだけ分かりやすく解説し、公金管理担当者等の積極的な活用に資するよう努めた。

また、一般的に行われている経営分析手法をベースとして、過去の事例や最近の傾向等の調査・分析結果を加味し、適時、適切な経営把握の手法となるよう配慮した。

本マニュアルは、平成16年4月というペイオフ全面解禁を1年後に控えた時期に策定し、その後の金融機関の経営分析に活用してきた。今後とも必要に応じて内容の見直し等を行い、適切な経営状況の把握に努めていく必要がある。

第2章 対象金融機関

このマニュアルに沿った経営分析，把握の対象とする金融機関は，概ね次のとおりとする。

- 1 収納金を除く本県の公金（「徳島県公金管理指針」において公金の種類として定めた資金）を預託する金融機関のうち，預金等の合計金額が1000万円を超える金融機関（政府系金融機関を除く）。
- 2 上記1以外の預託先金融機関のうち，経営分析，把握の対象とすることが特に必要と認められる金融機関。

第3章 経営分析を行う上での基礎知識

1 金融機関の定義

金融機関とは、広義には、資金の提供者と需要者の間に立って、金融取引を行うことを主たる業務とする機関をいい、銀行や信用金庫等の預金取扱金融機関のほか、証券会社、保険会社、ノンバンク等が含まれる。また、日本銀行をはじめ、ゆうちょ銀行、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫等の公的金融機関も広い意味での金融機関である。

しかし、一般的に、金融機関とは、預金・貸出・為替取引を主たる業務とする銀行や信用金庫等の預金取扱金融機関を指すことが多く、公的金融機関、証券会社、保険会社等を含めないで狭義の意味で用いられることが多い。(図表3-①参照)

本マニュアルにおいても、経営分析・把握の主たる対象が本県が公金を預金する金融機関であることから、以下、狭義の意味での金融機関、すなわち、**預金取扱金融機関に限定**した解説を行う。

2 金融機関の機能と役割

金融機関の基本的な機能には、大きく分けて、金融仲介機能、資金決済機能、信用創造機能がある。

(1) 金融仲介機能

金融仲介機能とは、黒字主体（資金が余っている経済部門）である資金の提供者（例えば家計など）から赤字主体（資金が不足している経済部門）である需要者（例えば企業など）に、円滑に資金が流れるようにその仲介役を果たす機能である。

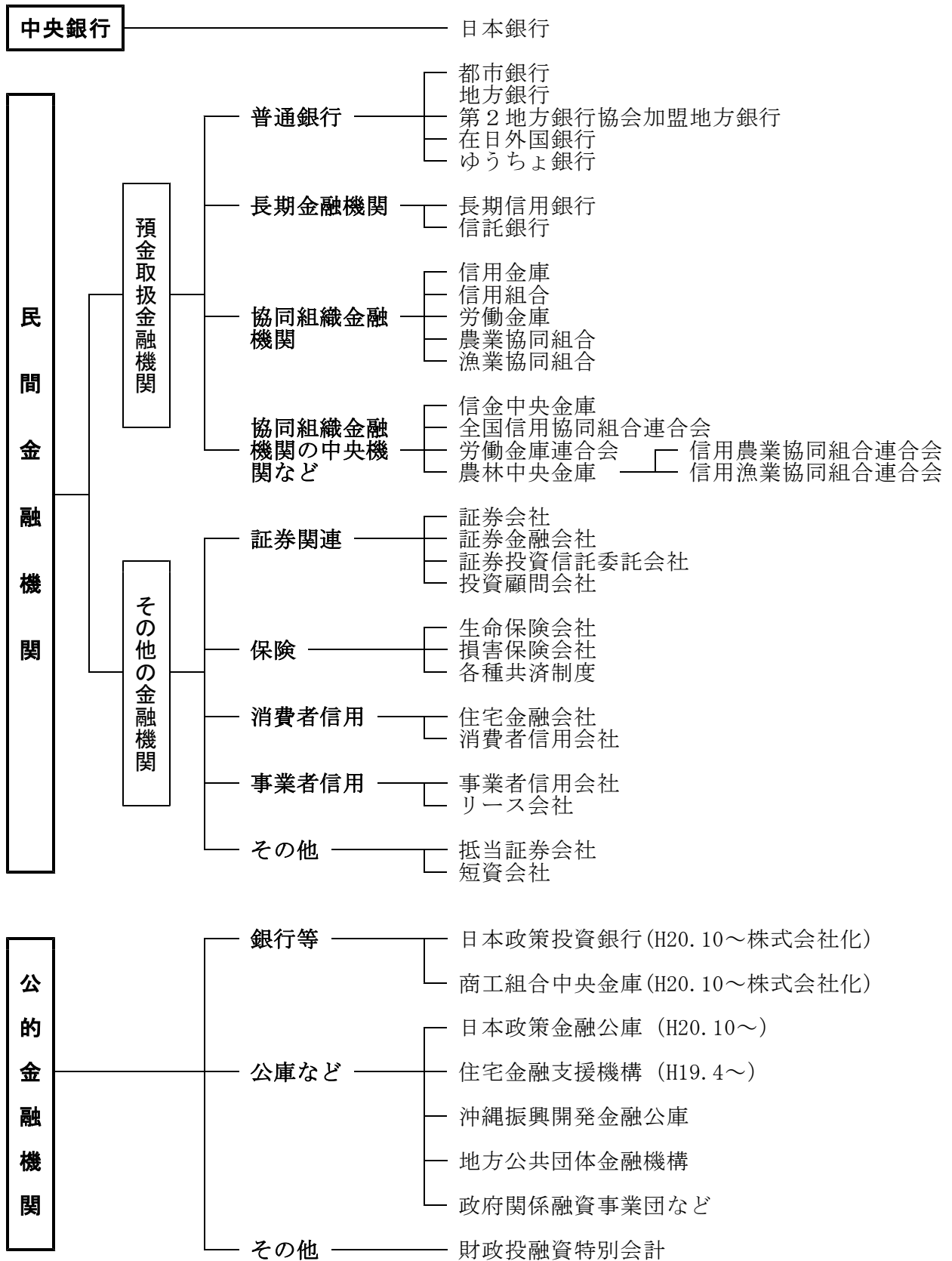
金融市場において、資金は、その提供者から需要者に流れるが、両者が直接交渉して貸付期間や貸付条件などを決めることは困難である。そこで、金融機関は、預金等の形で提供者から資金を集め、貸出金等として資金を必要とする者に提供する。

このように、金融機関は、資金の貸し手と借り手の間に入り、両者のニーズの差異を調整した上、円滑な資金の流れを創出する役割を果たしている。

(2) 資金決済機能

財やサービスの受渡し等、広く経済活動においては、常にその対価となる資金の受渡しを伴うが、支払のたびに現金を動かすことは非効率である。そこで金融機関は、口座振替や送金システム等を活用し、当事者に替わって資金の送金や振込み、代金の取立て等を行うことにより、当事者間での債権・債務関係を終了（＝決済）させ、これにより、効率的な経済活動を支援する役割を果たしている。

図表 3 - ① わが国の金融機関



(3) 信用創造機能

信用創造機能とは、金融機関が預金や貸出しを繰り返すことにより、預金原資の数倍の預金通貨を創出し、貸出し等に運用する機能をいう。

例えば、金融機関が預金者から10万円の預金を受け入れ、支払準備率（預金の引き出しに備えて日銀に積み立てる資金の割合）を考慮し、8万円をA社に貸出したとする。A社は、この8万円をB社に対する債務の決済のために支払い、支払いを受けたB社は、それを取引金融機関に預金として預ける。これを繰り返すことにより金融機関全体としては、10万円の数倍の預金を受入れ、これを原資に貸し出すことが可能となる。

金融機関は、日常の業務を通じてこれらの機能を発揮することにより、社会経済全体に渡る円滑な資金の流れを創出する役割を果たしている。

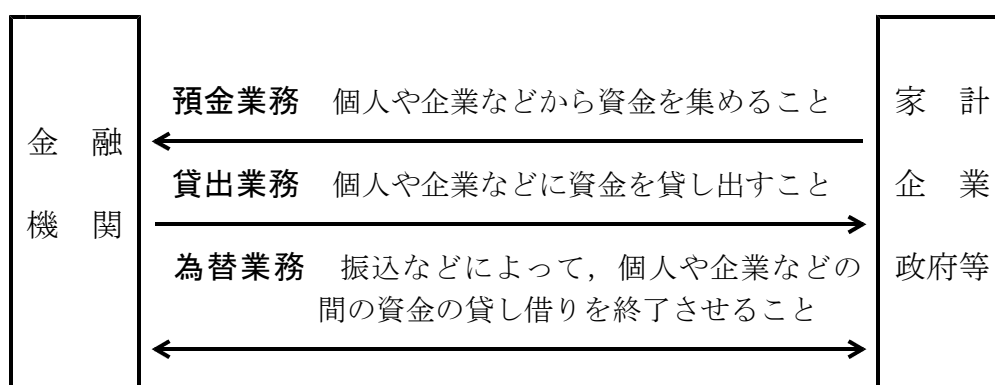
3 金融機関の業務と経営

金融機関は、金融仲介機能や資金決済機能等の提供を通じて広範な経済活動を資金面から支援する一方、その対価としての金利収入や手数料収入を得て、企業としての経営を行っている。

すなわち、金融機関は、黒字主体である資金の提供者から、預金等の形で元本を保証し資金を集める（預金業務）一方、赤字主体である資金の需要者に貸出金等の形で資金を提供し（貸出業務）、その利差収入により収益を得ている。

また、資金決済によるサービス（為替業務）を通じて、手数料収入を得るとともに、余った資金は公社債や株式等の有価証券で運用し、運用収益を得ている。

これらの活動は、業態を問わず金融機関に共通した最も基本的な業務であり、金融機関の経営状況を把握していく上で、基礎的な知識として重要であるといえよう。



なお、上記固有業務以外の金融機関の業務としては、現在のところ、法律上の制限等により業態別に若干の違いはあるものの、概ね次のような業務が認められている。

- ・ 債務の保証及び手形の引き受け
- ・ 有価証券の売買
- ・ オプション，先物取引
- ・ 有価証券の貸付
- ・ 国債，地方債，政府保証債の引き受け又は引き受けに係る募集
- ・ 金銭債権の取得又は譲渡
- ・ 私募債の取扱い
- ・ 銀行その他金融業を行う者の業務の代理
- ・ 公金等の収納事務
- ・ 有価証券，貴金属その他物品の保護預かり
- ・ 両替
- ・ 金融先物取引及びその受託 等

4 金融機関の業態別機能と特性

一口に金融機関（＝預金取扱金融機関）といっても，その発生過程，経営目的，営業基盤，根拠法令等によりいくつかに分類されており，経営内容や直面する課題等もそれぞれに異なっている。このため，金融機関の経営分析，把握を行うに当たっても，これら業態別の特性等を考慮する必要がある。

(1) 普通銀行

普通銀行は，銀行法に基づき内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む金融機関（信託銀行を除く）の総称であり，営利を目的とした商業貸付等を主たる業務とすることから，商業銀行とも呼ばれている。

普通銀行は，その営業基盤等により，都市銀行と地方銀行に分けることができる。

ア 都市銀行

都市銀行とは，大都市に営業基盤を置き，全国規模で支店を展開している普通銀行をさす。

企業数は少ないものの，1行当たりの資金規模（預金量，貸出金額等）は極めて大きく，全普通銀行のほぼ半数を占める。

近年，活発な統合や合併等により，令和3年4月現在4行の都市銀行（みずほ銀行，三菱UFJ銀行，三井住友銀行，りそな銀行）に集約されている。

イ 地方銀行

地方銀行とは，主として地方都市に営業基盤を置き，地域社会と密接に結びついた経営活動を行う金融機関である。

従来からの地方銀行（第1地銀）と第2地方銀行協会加盟地方銀行（第2地銀：旧相互銀行から転換）の2系統があり、全国各地にそれぞれ62行、37行（令和3年5月現在）の地方銀行がある。

これら地方銀行は、地域的に堅固な経営基盤を有し、資金面から地域経済の発展に重要な役割を果たしている反面、地域経済の変動に左右されやすい性格を有している。

(2) 信託銀行

信託銀行とは、銀行法に規定された銀行のうち「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を行っている銀行として、その名称中に『信託銀行』の商号を有する金融機関である。

「信託」とは、自分（委託者）の財産権を他人（受託者）に移転し、自己又は第三者（受益者）のために管理又は処分させることをいい、信託銀行の業務には、大別して①金銭の信託、②有価証券、不動産などの金銭以外の信託がある。

(3) 信用金庫

信用金庫は、信用金庫法に基づき、中小企業や勤労者などの金融の円滑化と貯蓄の増強に資する目的で設立された非営利の金融機関である。

地方銀行や第2地方銀行よりもさらに限定された地域を営業基盤としており、当該地域の中小企業や個人を会員とした協同組織により運営されている。

その業務は、預金や定期積金の受入れ、会員に対する貸し付け、手形割引など、基本的に普通銀行と同様であり、預金や為替業務については、会員以外からの受入れも可能である。しかし、貸出しは原則として会員に限られており、また、一定の地区を営業範囲とするなどの制限もある。

令和3年5月現在、全国の信用金庫数は254金庫ある。

なお、これら信用金庫は、普通銀行などに比べて規模が小さいため、円滑な資金の供給や調整、余裕資金の運用等を目的とした中央機関として、信金中央金庫（通称「しんきん中金」）が設置されている。

(4) 労働金庫

労働金庫は、労働金庫法に基づき、労働組合、生活協同組合、その他労働者団体等を会員とする協同組織の金融機関である。

金融事業を通じて、会員団体の行う福利共済活動の発達と労働者の生活向上を図ることを目的としている。

主要な業務は、会員及び会員を構成する者（間接構成員）の預金及び定期積金等の受入れ、これらの者に対する貸出し、為替業務等である。

日常的な業務運営は、会員である労働組合等の自主的な活動に支えられる部分が大きく、より協同組織性の強い金融機関である。

なお、信用金庫同様、その中央機関として全国労働金庫連合会が設置されている。

(5) 農林漁業系統金融機関

農林漁業系統金融機関とは、主として、農林漁業を営んでいる個人や事業体等を対象に、信用事業を営む金融機関の総称である。

大きくは、農協系統（農協－信農連－農林中金）、漁協系統（漁協－信漁連－農林中金）、森組系統（森組－森連－農林中金）に分けられ、このうち、森組系統は、貯金の受入れが法律上認められておらず、貸出業務に限られている。

単位農協等（漁協を含む。）は、市町村や郡等の限定された地域において、組合員である農家等からの貯金を受け入れるとともに、農家等に対して融資を行い、そこで生じた余剰資金を上部組織である信農連（「信用農業協同組合連合会」の略：主に県単位で構成）等に貯金として預け入れる。

信農連等は、そこで集まった貯金を貸出しや有価証券等で運用するとともに、余剰資金を中央機関である農林中金に預け入れる。

農林中金は、各都道府県の信農連等から集まった貯金を他の信農連や一般企業等に貸出すとともに、みずからも金融債を発行し、余剰資金は、各種有価証券投資や短期金融市場等で広く運用することによりその一部を全国の信農連等に還元している。

5 金融機関を取り巻く環境変化

(1) バブル経済の崩壊と不良債権問題

1980年代後半から90年代前半に掛けて、わが国は、戦後未曾有の好景気の中にあつた。

地価や株価は毎年上昇し、企業は土地を担保とした借入れにより次々と新たな設備投資を行い、家計は財テクによる積極的な資産運用を行った。一方、金融機関も、土地などの不動産を担保として積極的な貸出しを行い、自らもまた住宅金融専門会社（いわゆる「住専」）等の設立を通じて不動産関連融資の拡大を図った。

景気は過熱し、実態経済とかけ離れた膨張を続け、そして崩壊した。いわゆるバブル経済の崩壊である。

バブル経済崩壊後、地価や株価は急激に下落し、多くの企業では過剰な設備等の活用に行き詰まり、多額の借入金など債務の返済に困窮した。

金融機関もまた、回収の目処のない多額の不良債権を抱え、ある者は破綻し、ある者は、財務の健全性を損ねながら、その処理を余儀なくされた。

そして、長引く景気の低迷とこれによる企業の業績悪化、資産デフレの進展等による

新たな不良債権の発生と相まって、今なお、この問題が金融機関の経営に暗い陰を落としている。

(2) 金融ビッグバンの進展

わが国の金融機関は、戦後長い間、護送船団方式と呼ばれる国の保護政策により守られてきた。銀行・証券・保険等の業務の分離や、金融商品による棲み分け、規制金利政策など、各種規制によって競争は回避され、不倒神話が当然のごとく安定した経営を維持することができた。

これは、経済が未熟であった戦後復興期のわが国において、経済的な発展が最優先課題であった時代には、ある程度有効に機能したといえる。

しかし、バブル経済の崩壊以降、多くの金融機関が多額の不良債権を抱えると同時に、破綻する金融機関が相次ぐに至り、わが国金融システムの後進性（金融の自由化・国際化の遅れ等）が露呈し、金融機関に対する国内外からの信頼が失われることとなった。

このため、金融の仕組みを改めて見直し、国際的にも信頼される金融システムの構築を図るための抜本的な改革が進められることとなった。

これが、平成6年11月に当時の橋本内閣が打ち出した21世紀に向けた金融システムの大改革、いわゆる日本版金融ビッグバンである。

F r e e（市場原理が働く自由な市場に）、F a i r（透明で信頼できる市場に）、G l o b a l（国際的に通用する市場に）の3つを基本原則として、金融分野をはじめとした様々な規制緩和や制度改革が打ち出された。

これらの中には、銀行・証券・保険等の垣根の徹廃や、金融商品・サービス等の自由化、金融持株会社の解禁、情報開示（ディスクロージャー）制度の充実、早期是正措置の導入、会計制度の見直し等々、金融機関の経営に大きなインパクトを与える数多くの改革が含まれ、現在もなお、進行中である。

(3) 金融機関を取り巻く各種規制緩和

ア 業務分野規制の廃止

バブル崩壊以降における金融ビッグバンへの取組により、銀行、証券、保険の垣根の徹廃など、金融機関を取り巻く様々な規制緩和が行われている。

すでに、ビッグバンが始まる以前の平成5年4月から、銀行、証券会社、信託銀行が、それぞれの子会社を通じて互いの分野に参入できるようになった。また、平成10年12月からは、銀行窓口での投資信託販売が解禁され、また、業態別子会社の業務制限が徹廃された。

さらに、平成14年10月から、銀行窓口で生命保険の販売も始まり、その垣根はますます低くなりつつある。

最近は、これら同業種間での相互参入ばかりでなく、ソニー銀行やセブン銀行など異業種からの参入も進んでおり、金融分野においても、企業間での競争がますます激しくなる方向にある。

イ 商品、サービスの自由化

すでに、平成6年10月から、当座預金を除く全ての預金金利が自由化されている。

また、平成10年4月から外国通貨との両替など外国為替業務が自由化されるとともに、同年12月には株式売買に係る委託手数料が完全に自由化された。

比較的短期の貸付けを中心としていた普通銀行が、長期貸付の新商品を導入するなど、長期金融機関との差異も解消されつつある。

ウ 金融持株会社設立の解禁

金融持株会社は、銀行や保険会社等の金融機関を子会社として、支配・管理することを主たる業務とする持株会社であり、従来、独占禁止法によりその設立が禁止されていた。しかし、平成10年2月成立の金融持株会社関連2法により同年4月よりその設立が解禁された。

これにより、金融機関は、異業態への進出や既存事業からの撤退が容易になり、他の銀行・証券会社等との再編や提携が容易になった。

(4) 金融機関の情報開示制度

金融機関の情報開示制度は、従来、金融機関の自主的な取組に委ねられており、開示項目もバラバラであった。しかし、金融システム改革法が平成10年12月に施行されたことなどにより、平成10年度末決算分から具体的な開示項目が規定されるとともに、その開示時期についても原則が設けられた。

また、連結ベースでの情報開示も法制化され、子会社や関連会社を含めた企業集団ベースでの情報が重視されるようになった。

現在、普通銀行や信託銀行は年2回（期末・中間）、その他の金融機関は年1回（期末）の関連情報の開示が義務づけられており、さらに前者では四半期情報、後者では中間期情報など、より頻度の高い情報の開示が求められる方向にある。

(5) 金融検査・監督

金融機関は、社会経済全体の資金の流れを円滑にする役割を担っている。個人や企業が、金融機関に安心して預金し、あるいは決済や送金を委ねられるのも信頼に足る十分な資本力と情報量があるからである。

金融機関の経営が破綻すると、預金者は預金を引き出せなくなるなど、日常生活に大きな打撃を被ることとなる。金融機関は、こうした公共性ゆえに、金融検査や考査等を通じて、国（金融庁）や日本銀行の厳しい監督下に置かれている。

早期是正措置は、国の金融機関に対する検査・監督の枠組みとして平成10年4月に導入された制度である。

これは、金融機関が不良債権を含む資産内容について、一定のルールに基づいて自己査定^{※1}を行い、必要な償却や引当てを行った後、これを反映した貸借対照表や損益計算書等を作成し、自己資本比率を算出する。国は、金融検査によりこれら自己査定の内容をチェックし、必要に応じてその修正を指導するとともに、その結果算出された自己資本比率に応じて、適時、適切な業務改善命令等の行政処分を行うというものである。

このような早期是正措置の制度は、金融機関の経営の悪化や破綻を未然に防止することを目的としており、金融機関の不良債権処理を加速し、経営の早期健全化を図るという観点からも、金融検査・監督における中心的な制度として取り組まれている。

また、これら早期是正措置の取組に加え、金融再生プログラム^{※2}による資産査定の厳格化や早期警戒制度^{※3}の導入、リレーションシップバンキング^{※4}の機能強化に向けた取組等により、予防措置の充実や不良債権処理の加速化に向けた体制の強化が図られた。

その後金融庁は、平成30年6月に検査・監督全般に共通する考え方と進め方を記載した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を公表し、令和元年12月には実地検査の手引きである「検査マニュアル」を廃止した。検査マニュアルの別表は、自己査定や償却・引き当てに関するチェックリストを定めているものであるが、検査マニュアルの廃止は、別表の廃止も含め、これまでに定着した金融機関の実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものである。

平成30年8月には、地域金融機関が、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を継続的に発揮していくため、足元の実態に留まらず、持続可能な収益性、将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度が見直され、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正された。

用語解説

※1 自己査定とは

自己査定は、金融機関が保有している全ての資産を、あらかじめ定められたルールに基づき、自ら査定し、保有資産の価値を評価する取組のことである。例えば、企業等への貸出金の場合、①まず、金融機関が貸出先である債務者を、財務・経営状況に応じて破綻先、破綻懸念先など5つに区分する（図表3-②参照）。②次に、債務者区分ごとに債権回収の可能性を評価し、回収リスクの内容に応じて分類する。③これら分類された債権の内容に応じて、定められた算定方法により直接（帳簿から除外する）あるいは間接（引当金を計上する）に償却し、不良債権を処理する。（同図表参照）④最後に、これを反映した貸借対照表や損益計算書等を作成し、自己資本比率を算出する。という流れになる。

また、上の各過程において、金融機関の監査担当部局による内部監査や監査法人など

による外部監査を受けなければならないこととなっている。

※2 金融再生プログラムとは

政府が平成14年10月に発表した不良債権の処理を加速させることを目的とした金融再生策である。主に都市銀行を対象としている。

①資産査定厳格化、②自己資本の充実、③ガバナンス（企業統治）の強化を柱として、平成16年度中に不良債権比率を半減させることを目標に、ディスカウント・キャッシュ・フロー（割引現在価値）に基づく資産査定を導入や債務者区分の統一などの措置が盛り込まれている。（「新しい金融行政の枠組み」）

また、併せて、金融機関から再生可能な不良債権を買い取り、企業の再建を支援する産業再生機構の設立なども盛り込まれている。（「新しい金融システム・企業再生の枠組み」）

※3 早期警戒制度とは

金融再生プログラムにおいて、金融機関の経営状況を予防的に監視するため盛り込まれた制度である。都市銀行だけでなく地域金融機関にも適用される。

従来、金融庁が金融機関に対して経営改善を求めるのは、不祥事以外では自己資本比率が基準を割り込んだときに限られていた。しかし、早期警戒制度では、自己資本比率以外でも、収益性や流動性を表す指標が大きく変動したり、悪化傾向にある時点で報告を求め、「業務改善命令」を出すことができる。

これを受けた金融機関は、原因と改善策を報告書にまとめ、金融庁に提出し、計画どおりに改善を図る必要がある。

※4 リレーションシップバンキング

リレーションシップバンキングの定まった定義はないが、一般的に、「金融機関が顧客との親密な関係を長く維持することにより、経営者の資質や事業の将来性等を含めた顧客に関する様々な情報を蓄積し、これらの情報を有効に活用することで貸出等の金融サービスを適切かつ効率的に提供するビジネスモデル」のことである。

地方銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関は、このようなリレーションシップバンキングとしての機能をより一層強化することで、中小企業の再生や地域経済の活性化が実現され、ひいては金融機関の経営の健全化が図られるとの観点から、国（金融庁）の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月）において、全ての地域金融機関を対象に平成16年度末までの2年間を集中改善期間とする機能強化計画の策定とこれに沿った推進を義務づけていた。

図表 3 - ② 自己査定（債務者区分・償却，引当方法）

| 債務者区分 | 定義 | 償却・引当方法 |
|----------|---|---|
| 破綻先 | 法的・形式的な経営破綻の事実（破産，清算，会社整理，会社更正，民事再生，手形交換所取引停止処分等）が発生している債務者。 | <p>算定方法 担保・保証されていない部分の全額</p> <p>種別 ・直接償却 ・部分直接償却（債権の一部を償却するもの） ・個別貸倒引当金（個別債務者ごとの引当） 上記のいずれか</p> |
| 実質破綻先 | 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの，深刻な経営難の状態にあり，再建の見通しが無い状況にあると認められるなど，実質的に経営破綻に陥っている債務者（大幅な実質債務超過先，長期延滞先等）。 | <p>算定方法 担保・保証されていない部分に過去の貸倒実績率等に乗じた金額</p> <p>種別 個別貸倒引当金</p> |
| 破綻懸念先 | 現在経営破綻の状況にはないが，経営難の状態にあり，今後，経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（実質債務超過先等）。 | <p>算定方法 担保・保証されていない部分に過去の貸倒実績率等に乗じた金額</p> <p>種別 個別貸倒引当金</p> |
| 要管 理先 | 要留意先のうち，当該債務者に対する債権の全部又は一部について，3ヵ月以上延滞又は貸出条件を緩和している債務者。 | <p>算定方法 債権全体に過去の貸倒実績率等に乗じて算定した今後3年間に必要な金額</p> <p>種別 一般貸倒引当金（当該区分の債権全体に対する引当）</p> |
| 要留意先 | 貸出条件に問題がある債務者（金利減免先等），元本返済等の履行状況に問題のある債務者（延滞先等），赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者，財務内容に問題がある債務者等。 | <p>算定方法 債権全体に過去の貸倒実績率等に乗じて算定した今後1年間に必要な金額</p> <p>種別 一般貸倒引当金</p> |
| 正常先 | 業況が良好であり，かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 | <p>算定方法 債権全体に過去の貸倒実績率等に乗じて算定した今後1年間に必要な金額</p> <p>種別 一般貸倒引当金</p> |

※注 一般的な例であり，金融機関によっては，違った償却・引当方法を用いることがある。

(6) 金融機関と新会計制度

金融ビッグバンを契機とした会計制度の見直しは、会計ビッグバンともいわれ、金融機関ばかりでなく、上場企業をはじめ、全ての企業を対象としたものである。

日本の会計制度を世界標準の会計基準と調和させることにより、企業経営の透明性を高めるとともに、国内外の投資家等からの信頼回復を図ることを目的としている。

具体的には、連結財務諸表^{※5}の見直しや税効果会計^{※6}、金融商品会計^{※7}、固定資産の減損会計^{※8}の導入等が制度化され、単に金融機関の会計処理上の問題ばかりでなく、企業の財務諸表等の開示を通じて、経営全般に大きな影響を与えた。

用語解説

※5 連結財務諸表とは

経済的実体が同一の関係にある複数の企業の財務諸表を合算して、業績を報告するための財務諸表で、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表等からなる。

①経済の多様化・高度化に伴う複数集団化企業の経営実態を総合的に把握する、②資本の自由化や国際化に伴い、国際会計慣行との統一化を図る、③関係会社を通じた利益操作を防止する等の目的で、従来の個別財務諸表の補完的位置づけから中心的情報に転換された。

※6 税効果会計とは

特定の収益や費用の計上年度が、会計上と税法上で異なることから生じる税額計算の歪みを調整するための会計手法である。会計上は費用として計上しても、税法上は限度額がもうけられている等の理由で損金に算入できず（＝損金不算入）、しかも次期以降に損金として認められる等のケースでは、同じ税引き前利益であってもその税額が大きく異なることとなる。

そこで、このような差異を調整する（同じ税引前利益ならば会計上は每期同じ税額になるようにする。）手段として導入されたものである。

※7 金融商品会計とは

客観的な時価が把握でき、その価額により換金・決済できる有価証券やデリバティブなどの一定の金融商品の評価方法を、従来の「取得原価方式（購入したときの価格を基準）」から原則として「時価方式（評価時点における市場価格を基準）」に変更するとともに、評価差額（取得原価と時価との差額）を貸借対照表や損益計算書に反映させる会計処理である。評価差額の処理方法は、金融商品の保有目的等により異なる。

また、売買目的の有価証券を除き、有価証券の時価又は実質価格が著しく下落した場合に、その回復可能性等に応じて、帳簿上の「取得原価」を決算時点の時価又は実質価格に強制的に切り下げ、切り下げた分の額を損益計算書で損失として処理する「有価証券の減損処理」が義務づけられている。

これにより、特に、株価が下落する環境下においては、「含み損」の発生等による影響が顕在化することになる。

※8 減損会計とは

金融資産及び棚卸資産を除く固定資産の時価が、帳簿価額を下回っている場合、含み損である差額を評価損として計上する会計処理をいう。対象となる資産は、有形・無形固定資産であり、事業用土地なども対象となる。

国際会計基準では、対象資産をその時点で売却するか、将来得られるキャッシュフローを割引率で現在価値に割り引き、いずれか高い方を回収可能額として時価を算出し、回収可能額が簿価を下回れば評価損を計上する。

6 金融機関の当面の課題

(1) 不良債権処理の促進

金融機関にとって、不良債権は保有する資産の劣化を伴い、収益性を大きく圧迫するとともに、財務の健全性を阻害する一大要因となる。

また、新たな不良債権の発生を恐れるあまり、本来取るべきリスクを取らず、貸出しが慎重化することで、将来に渡る収益力悪化の一因ともなる。

社会的にも、貸出しが慎重化することで、貸し渋りや貸し剥がしといった問題が発生し、また、資金が固定化することにより、経済全体への悪影響を及ぼすといった問題も指摘されている。

金融機関における不良債権処理が、各行において積極的に取り組まれてきた結果、不良債権の比率は、特に大手銀行において顕著に低下したが、地方金融機関においては、高低のばらつきがあるなど、景気動向如何により、いつ再燃してもおかしくない問題である。

(2) 収益力の向上と競争力の強化

金融ビッグバンへの取組は、わが国における金融システムの機能強化にとって不可欠であるが、一方、個々の金融機関にとっては、企業の存続を左右する多くの厳しい内容が含まれている。

金融機関も、これらに対応し、厳しい競争の時代を勝ち抜いていくための十分な企業体力と収益力を具備していく必要がある。

わが国の金融機関は、海外の金融機関に比べ利鞘が低く、収益力が弱いといわれている。これは、従来の担保主義による一律の金利設定など、信用リスクを度外視した貸付けのあり方に問題があったのではないかとの指摘もある。

今後、信用リスクに見合った適正な貸出金利の設定（プライシング）やフィービジネス（手数料収益を意識した経営）の強化は基より、企業の再生や起業家の育成に向けた支援体制の強化、顧客ニーズに即した新商品・新サービスの提供など、積極的な取組による収益力の向上と競争力の強化を図る必要がある。

(3) 適切なリスク管理とコンプライアンスの強化

金融機関は、元本とその利息を一定の時期に確実に支払うことを約束した預金等により資金を調達する一方、返済に不確実性を伴う貸出し等を行うことにより収益を得ている。このように、金融機関は、一定のリスクを取ることによって利益を得ることを業とする機関である。

しかし、規制の緩和や金融の自由化等による業務の拡大に伴い、金融機関が抱えるリスク※⁹も多様化、複雑化しており、これらのリスクを適切に管理するための体制整備が求められている。

また、金融機関はその役割に高い公共性を有するがために、法令や規範等の守るべきルールを逸脱することは、即信用の失墜につながり、重大なペナルティーを受けることとなる。

特に、近年、一般預金者等からも金融機関の経営に対する監視の目は強まっており、これまでも増してコンプライアンス※¹⁰の強化に向けた取組の重要性が増している。

用語解説

※⁹ 金融機関のリスクとは

リスクとは端的に言えば「損失を被る可能性」のことである。金融機関のリスクには、大きく分けると次のようなものがある。

《信用リスク》

貸出先の財務状況の悪化や倒産等により、元本や利息の返済などが約束どおり受けられず金融機関が損失を被る可能性

《市場リスク》

金融市場で金利や株価、為替相場等が変動（例えば、保有している株価の下落等）し、金融機関が損失を被る可能性

《流動リスク》

金融機関の財務内容の悪化や金融市場の混乱等により資金が確保できなくなったり、あるいは通常より高い金利での資金調達を余儀なくされたりして、金融機関が損失を被る可能性

《事務リスク》

役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故や不正を起こす等によって金融機関が損失を被る可能性

《システムリスク》

コンピュータシステムのダウン又は誤作動、あるいは不正使用等により金融機関が損失を被る可能性

※¹⁰ コンプライアンスとは

法令やルールを厳格に遵守し、社会的な規範に沿って行動することをいう。

通常、「法令遵守」と訳されるが、コンプライアンスの概念の中には法令を守ることだけでなく、社会的な規範やモラル、企業内で定められたルール等を遵守するといった幅広い内容が含まれる。

(4) 情報開示の徹底と I R 活動の積極的な推進

金融機関が、ゴーイングコンサーン※11（継続企業）としての社会的な役割を適切に果たしていくためには、預金者や投資家をはじめとした市場からの信頼を得ることが不可欠である。そのためには、コンプライアンスの強化はもとより、徹底した情報開示と I R 活動※12の推進により経営の透明性を高め、信頼を勝ち取るための積極的な取組を行う必要がある。

用語解説

※11 ゴーイングコンサーンとは

会社が将来にわたって継続していく前提を継続企業的前提（ゴーイング・コンサーン）という。経営者は、自社の今後1年間の企業継続に重要な疑義を抱かせる事象等がある場合には、有価証券報告書において、その事象を開示しなければならないこととなっており、その開示内容が適切かどうかを監査人（公認会計士）が検証し、意見表明しなければならないこととなっている。

※12 I R 活動とは

Investor Relationsの略で、企業が投資家向けに行う広報活動のことである。金融機関においても、投資家、会員、預金者等、様々な利害関係者に対して、企業業績の詳細、将来の経営方針、経営目標等に関する情報を積極的に提供することにより、信頼を得ることが可能になる。

(5) I T 化への対応

既に、金融機関の I T 化は決済システムや与信管理をはじめとした広範な企業活動に浸透し、活用されている。しかし、その進展はめざましく、今後とも、既存システムの高度化やインターネットバンキング※13、マルチペイメントネットワーク※14への対応など、業務の効率化及び顧客サービスの向上の両面から、積極的な対応が必要である。

用語解説

※13 インターネットバンキングとは

インターネットを經由して、残高照会、入出金照会、振込、振替などの手続きができる銀行サービスのことである。もともとパソコン通信によって個人向けに提供されてきたが、近年のインターネットの普及に合わせて多くの金融機関がインターネットサービスを開始している。

※14 マルチペイメントネットワークとは

収納企業と収納金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者は A T M、

電話，パソコン等の各種チャンネルを利用して，公共料金等の支払ができ，即時の消し込み情報が収納企業に通知されるシステムのことである。

第4章 金融機関の経営分析・把握手法

1 定期開示情報に基づく分析・把握

(1) 定期開示情報の種類と活用

金融機関の経営状況を把握する上で一つの有効な手段として、定期開示情報に基づく分析・評価があげられる。この定期開示情報は、金融機関が自らの経営内容を広く一般株主、投資家、預金者等に開示するため、毎年度、中間・期末等の時期に定期的に作成、公表するものである。会社法、銀行法、金融商品取引法等の各種法令に基づくもののほか、業界の慣行や自主的な開示情報までいくつかのものがある。〔図表4-①参照〕

また、金融機関の業態や上場・非上場の別によっても、開示される情報の種類は異なっているため、その活用に当たっては、情報の開示主体、開示内容、開示頻度、開示時期等により適切かつ効率的な活用に留意する必要がある。

なお、本県における定期開示情報の活用としては、全金融機関が公表し、情報の質・量とも豊富なディスクロージャー誌（期末分）を中心に、開示時期や開示頻度等を考慮し、決算短信や中間期情報等を適宜組み合わせるものとする。

(2) 定期開示情報の開示項目

定期開示情報の開示項目は、慣行や自主的な開示情報を除くほか、根拠となる法令等の中で具体的に規定されている。

特に、ディスクロージャー誌における開示項目については、銀行法第21条及び同法施行規則第19条の2（信用金庫法、労働金庫法もこれを準用）に細かく規定されており、多くの金融機関がこれに沿った情報を開示している。〔図表4-②参照〕

また、これらの情報は、原則として営業年度が終了後4ヵ月以内に、当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（銀行法第21条及び同法施行規則第19条の4）こととなっている。

(3) 定期開示情報に基づく分析方法

定期開示情報に基づく分析方法は、大きく定量分析と定性分析に分けることができる。

定量分析は、貸借対照表や損益計算書等の財務情報を基に、金融機関の信用リスクを計数的に把握、分析しようとするものであり、健全性や収益性等の観点からこれを表すいくつかの指標を設定し、分析、把握する方法が一般的である。

一方、定性分析は、計数的には把握しがたい経営理念、経営方針、組織体制等の要因を分析、把握しようとするものであり、金融機関の中長期的な発展可能性等を図る上で、一つの有効な判断材料となり得る。

図表 4-① 金融機関の開示情報

| 発行主体及び種類 | | 開示根拠等 | 開示頻度 | 開示時期 | 内容及び特徴 |
|----------|------------|------------|--------------------|----------------------------|--|
| 金融機関共通 | ディスクロージャー誌 | 銀行法など | 毎年1～2回 (期末・中間期) | ・期末後4ヶ月以内 ・通期は7月下旬 | ・各金融機関が業務内容説明のため年1～2回作成。 ・期末決算期のものは、連結・単体財務情報の他、経営方針や経営戦略等の定性的要因も記載されており、情報量は豊富。 ・開示内容も全金融機関でほぼ統一されており、比較分析にも有効。 ・中間期のものは、発行金融機関も少なく、情報量も限定的。 |
| 上場金融機関 | 有価証券報告書 | 金融商品取引法 | 毎年1回 (期末) | ・6月下旬ごろ | ・金融商品取引法により作成が義務づけ。 ・情報量は豊富であるが、発行金融機関が上場銀行に限定されていること、入手可能時期が遅いこと等の問題あり。 |
| | 四半期報告書 | 金融商品取引法 | 第1, 2, 3四半期 | ・期末後3ヶ月以内 | |
| | 決算短信 | 上場会社の慣行 | 四半期毎 | ・期末後45日以内 ・通期は5月中旬 | ・証券取引所の規則等に基づいて、四半期毎に決算案が決定した段階で新聞・雑誌等に配布。 ・内容は、財務情報が中心で、ディスクロージャー誌に比べやや限定的であるが、開示時期が早く、早期把握に有効。 |
| 普通銀行 | 事業報告 | 会社法など | 毎年2回 (期末・中間) | ・期末分は6月末ごろ ・中間分は11月末ごろ | ・会社法等により作成が義務づけ。 ・株主を対象とした資料であるため、株主以外の入手は別途依頼が必要。 ・ディスクロージャー誌等に比べて情報は限定的。 |
| | 四半期開示情報 | 普通銀行の自主的取組 | 毎年2回 (第1・3四半期) | ・第1四半期分は7月ごろ ・第3は翌年1月ごろ | ・経営状況の透明性をより高めるため、多くの普通銀行で平成14年度から実施。(全銀協等で当面の開示事項についてとりまとめ) ・情報量は極めて限定的。 |
| 信金・労金等 | 事業報告 | 会社法など | 毎年1回 (期末) | ・6月末ごろ | ・会社法等により作成が義務づけ。 ・会員を対象とした資料であるため、会員以外の入手は別途依頼が必要。 ・ディスクロージャー誌に比べて情報は限定的。 |
| | 中間期開示情報 | 信金等の自主的取組 | 毎年1回 (中間) | ・11月末ごろ | ・法的な義務づけはなく、金融機関の独自判断で公表。 ・普通銀行の四半期開示情報に匹敵するもの。 ・情報量は極めて限定的。 |

図表4-② ディスクロージャー誌における開示項目（銀行法施行規則第19条の2抜粋）

- 1 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項
 - イ 経営の組織（当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該銀行の子会社等（法第21条第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）
 - ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項
 - (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
 - (2) 各株主の持株数
 - (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
 - ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名
 - ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
 - ホ 会計監査人の氏名又は名称
 - ヘ 営業所の名称及び所在地
 - ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名
 - (2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称
 - チ 外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該受託者の商号、名称又は氏名
 - (2) 当該受託者が当該銀行のために法第2条第14項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称
- 2 銀行の主要な業務の内容（信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。）
- 3 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況
 - ロ 直近の3中間事業年度及び2事業年度又は直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（(13)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失
 - (4) 資本金及び発行済株式の総数
 - (5) 純資産額
 - (6) 総資産額
 - (7) 預金残高
 - (8) 貸出金残高
 - (9) 有価証券残高
 - (10) 単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第5号ルに規定する単体レバレッジ比率を除く。）をいう。第5号、第22条第1項第9号、第22条の2第1項第9号及び第34条の19の5第2項第2号において同じ。）
 - (11) 配当性向
 - (12) 従業員数
 - (13) 信託報酬
 - (14) 信託勘定貸出金残高
 - (15) 信託勘定有価証券残高（(16)に掲げる事項を除く。）
 - (16) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高
 - (17) 信託財産額

ハ 直近の2中間事業年度又は2事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項

4 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

5 銀行の直近の2中間事業年度又は2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同行第4号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金
- (2) 延滞債権（未収利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもののものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金
- (3) 3ヵ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ニに掲げる事項を除く。）

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引

ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

チ 貸出金償却の額

リ 法第20条第1項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の

監査を受けている場合にはその旨

ヌ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表，中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ル 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率（単体自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

6 報酬等（報酬，賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて，銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

7 事業年度の末日（中間説明書類にあつては，中間事業年度の末日）において，当該銀行が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第5号において「重要事象等」という。）が存在する場合には，その旨及びその内容，当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し，又は改善するための対応策の具体的内容

※ 銀行等が子会社を有する場合は，上記のほか，子会社に関する情報及び連結財務諸表等の項目が定められている。（銀行法施行規則第19条の3）

ただし、定性分析は、計数的な裏付けに乏しい分、客観的な分析、把握が困難である。また、定性要因をもって、金融機関の経営状況を適切に判断するためには、相当高度な知識と経験が必要となろう。したがって、定期開示情報に基づく分析は、定量分析を中心に行っていくものとする。

以下、定量分析、定性分析の内容について詳述する。

(4) 定量分析－財務情報に基づく分析－

定量分析は、ディスクロージャー誌等の定期開示情報に記載された様々な財務データを基に、健全性や収益性、流動性等の観点から金融機関の経営状況を把握、分析するものである。

その分析に当たっては、各観点についてこれを表すいくつかの指標を取り出し、絶対評価、相対評価（平均値比較、他行比較等）、経年比較等により分析、把握する。

しかし、これら指標による分析に際しては、その指標の意味するところを正しく理解した上で活用することが必要であり、そのためには、指標算出の基となった貸借対照表や損益計算書など主要な財務諸表の構造を正しく理解しておく必要がある。

したがって、まず、金融機関における主要な財務情報である貸借対照表、損益計算書等についてその概略を解説し、その上で各指標の活用等について記述する。

ア 財務諸表の解説

金融機関の財務諸表は、情報開示制度の法制化もあって、業態に関係なくほぼ統一された内容となっている。

(7) 貸借対照表

貸借対照表の開示勘定科目（以下「科目」という。）は、概ね図表4－③のとおりである。

貸借対照表は、バランスシートとも呼ばれ、金融機関のある一定時点における財産の状態を表したものである。その構成は一般企業のもと同様であるが、例えば、製造業の場合、銀行から資金を借入れて原材料を仕入れ、これを製品にして販売するため、貸借対照表では、銀行からの借入金が負債となり、製品やその売上金が資産となる。

一方、金融機関の場合、取扱う商品がお金それ自体であるため、「負債の部」の主要科目は市中から集めた預金等の調達資金であるのに対して、「資産の部」は、貸出金や有価証券等の運用資金となる。

図表 4-③ 貸借対照表の勘定科目

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|--------------|----|----|--------------|----|----|
| 科 目 | 前期 | 今期 | 科 目 | 前期 | 今期 |
| 現金預け金 | | | 預金 | | |
| 現金 | | | 当座預金 | | |
| 預け金 | | | 普通預金 | | |
| コールローン | | | 貯蓄預金 | | |
| 買現先勘定 | | | 通知預金 | | |
| 買入手形 | | | 定期預金 | | |
| 買入金銭債権 | | | 定期積金 | | |
| 特定取引資産 | | | その他の預金 | | |
| 商品有価証券 | | | 譲渡性預金 | | |
| 商品有価証券派生商品 | | | 債券 | | |
| 特定取引有価証券 | | | コールマネー | | |
| 特定取引有価証券派生商品 | | | 売現先勘定 | | |
| その他の特定取引資産 | | | 売渡手形 | | |
| 商品有価証券 | | | コマーシャル・ペーパー | | |
| 商品国債 | | | 特定取引負債 | | |
| 金銭の信託 | | | 売付商品債券 | | |
| 有価証券 | | | 商品有価証券派生商品 | | |
| 国債 | | | 特定取引売付債券 | | |
| 地方債 | | | 特定取引有価証券派生商品 | | |
| 社債 | | | 特定金融派生商品 | | |
| 株式 | | | その他の特定取引負債 | | |
| その他の証券 | | | 借用金 | | |
| 貸付有価証券 | | | 再割引手形 | | |
| 投資損失引当金 | | | 借入金 | | |
| 貸出金 | | | 外国為替 | | |
| 割引手形 | | | 外国他店預り | | |
| 手形貸付 | | | 外国他店借 | | |
| 証書貸付 | | | 売渡外国為替 | | |
| 当座貸越 | | | 未払外国為替 | | |
| 外国為替 | | | 社債 | | |
| 外国他店預け | | | 新株予約権付社債 | | |
| 外国他店貸 | | | 信託勘定借 | | |
| 買入外国為替 | | | その他の負債 | | |
| 取立外国為替 | | | 未決済為替借 | | |
| その他資産 | | | 未払法人税等 | | |
| 未決済為替貸 | | | 未払費用 | | |
| 前払費用 | | | 前受収益 | | |
| 未収収益 | | | 従業員預り金 | | |
| 先物取引差入証拠金 | | | 給付補填備金 | | |
| 先物取引差金勘定 | | | 先物取引受入証拠金 | | |
| 保管有価証券等 | | | 先物取引差金勘定 | | |
| 金融派生商品 | | | 借入商品債券 | | |
| 社債発行費 | | | 借入特定取引有価証券 | | |
| その他の資産 | | | 借入有価証券 | | |
| 有形固定資産 | | | 金融派生商品 | | |
| 建物 | | | その他の負債 | | |
| 土地 | | | 賞与引当金 | | |
| 建設仮勘定 | | | 退職給付引当金 | | |
| その他の有形固定資産 | | | その他の引当金 | | |
| 無形固定資産 | | | 特別法上の引当金 | | |
| ソフトウェア | | | 金融商品取引責任準備金 | | |
| その他の無形固定資産 | | | 繰延税金負債 | | |
| 債券繰延資産 | | | 再評価に係る繰延税金負債 | | |
| 繰延税金資産 | | | 支払承諾 | | |
| 支払承諾見返 | | | 負債の部 合計 | | |
| 貸倒引当金 | | | 純資産の部 | | |
| 投資損失引当金 | | | 資本金 | | |
| 資産の部 合計 | | | 新株式申込証拠金 | | |
| | | | 資本剰余金 | | |
| | | | 資本準備金 | | |
| | | | その他資本剰余金 | | |
| | | | 利益剰余金 | | |
| | | | 利益準備金 | | |
| | | | その他利益剰余金 | | |
| | | | 自己株式(△) | | |
| | | | 自己株式申込証拠金 | | |
| | | | 株主資本合計 | | |
| | | | その他有価証券評価差額 | | |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | | |
| | | | 土地再評価差額金 | | |
| | | | 評価・換金差額等合計 | | |
| | | | 新株予約権 | | |
| | | | 純資産の部 合計 | | |
| | | | 負債及び純資産の部 合計 | | |

すなわち、金融機関は、株主や会員から集めた出資金等を元手として、預金等による資金調達を行い、当該資金を貸出金や有価証券等で運用することにより利益を得ている企業である。

また、金融機関の貸借対照表のもう一つの特徴は、『資産の部』と『負債の部』で対応している科目が多いことである。

「コールマネー」に対する「コールローン」、「売現先勘定」に対する「買現先勘定」、「売渡手形」に対する「買入手形」、「特定取引負債」に対する「特定取引資産」などは、同一の市場や同一の目的で行った取引のうち債権・債務の関係が逆転することにより分けられる勘定であるといえる。このように、一見複雑そうに見える金融機関の貸借対照表であるが、これらを整理した上で見ると、分かりにくさも解消されよう。

(図表4-④参照)

図表4-④ 金融機関の貸借対照表

| 資 産 の 部 (主に外部での運用資金) | 負 債 の 部 (主に外部からの調達資金) |
|-------------------------|--------------------------|
| 貸出金 | 預金 |
| コールローン | コールマネー |
| 買現先勘定 | 売現先勘定 |
| 買入手形 | 売渡手形 |
| 特定取引資産 | 特定取引負債 |
| 外国為替 | 外国為替 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金負債 |
| 支払承諾見返 | 支払承諾 |
| | 純 資 産 の 部 |
| | 資本金・出資金 |

— 同一市場・同一目的
— 同額

なお、各科目ごとの具体的な内容は別冊「主要な財務諸表の勘定科目解説」のとおりである。また、これら貸借対照表の見方について、一例を示すと次のとおりである。

- ① 貸借対照表全体から、『資産の部』『負債の部』『純資産の部』それぞれの構成を見る。
- ② 『純資産の部』で準備金や剰余金など内部資金の厚みを見る。
- ③ 『負債の部』で、預金、その他の資金調達先とその割合及び経年変化を見る。

④ 『資産の部』で、貸出金、その他の資金運用先とその割合及び経年変化を見る。

(イ) 損益計算書

損益計算書の開示科目は、図表4-⑤のとおりである。

損益計算書は、決算年度1年間の営業活動においてどのように収益をあげ、費用を負担したか、その結果、どの程度の利益が得られ、あるいは損失が発生したかを示す計算書である。

「売上－費用＝利益」という基本的な仕組みは、一般企業のものと同様であるが、金融機関の場合、一般企業でいう売上と営業外収益を含めた収入がそれぞれ業務区分ごとに「経常収益」として示されている。また、仕入や粗利益といった区分はなく、仕入に相当する費用、営業経費、営業外経費を含め、これも経常収益の業務区分に対応する形で「経常費用」として示されている。

経常収益から経常費用を差し引いた残りが「経常利益」であり、この経常利益から臨時的な収支である「特別利益」や「特別損失」を加減した残りが「税引前当期純利益」となる。

さらに、この税引前当期純利益から税金や税効果会計における調整項目である法人税等調整額を加減したものが、最終的な利益である「当期純利益」となる。(図表4-⑥参照)

図表4-⑥ 損益計算書の比較

<一般企業>

<金融機関>

| | | |
|--------------------|----|--|
| 売上高・・・① | → | 経常収益・・・① |
| 売上原価(仕入等)・・・② | → | 【業務区分別計上】 「資金運用収益」「役務取引等収益」 「特定取引収益」「その他業務収益」 「その他経常収益」「信託報酬」 |
| 売上総利益(粗利益)・・・③＝①－② | →× | |
| 営業経費・・・④ | → | 経常費用・・・② |
| 営業利益・・・⑤＝③－④ | →× | 【業務区分別計上】 「資金調達費用」「役務取引等費用」 「特定取引費用」「その他業務費用」 「営業経費」「その他経常費用」 |
| 営業外収益・・・⑥ | → | |
| 営業外費用・・・⑦ | → | |
| 経常利益・・・⑧＝⑤＋⑥－⑦ | | 経常利益・・・③＝①－② |
| 特別収益・・・⑨ | | 特別利益・・・④ |
| 特別費用・・・⑩ | | 特別損失・・・⑤ |
| 税引前当期純利益・・・⑪＝⑧＋⑨－⑩ | | 税引前当期純利益・・・⑥＝③＋④－⑤ |
| 法人税等・・・⑫ | | 法人税等・・・⑦ |
| 当期純利益・・・⑬＝⑪－⑫ | | 当期純利益・・・⑧＝⑥－⑦ |

図表 4 - ⑤ 損益計算書の勘定科目

| 科 目 | 前期 | 今期 | 科 目 | 前期 | 今期 |
|------------|----|----|--------------|----|----|
| 経常収益 | | | 特別利益 | | |
| 資金運用収益 | | | 固定資産処分益 | | |
| 貸出金利息 | | | 償却債権取立益 | | |
| 有価証券利息配当金 | | | その他の特別利益 | | |
| コールローン利息 | | | 特別損失 | | |
| 買現先利息 | | | 固定資産処分損 | | |
| 買入手形利息 | | | その他の特別損失 | | |
| 預け金利息 | | | | | |
| 金利スワップ受入利息 | | | 税引前当期純利益 | | |
| その他の受入利息 | | | 法人税、住民税及び事業税 | | |
| 役務取引等収益 | | | 法人税等調整額 | | |
| 受入為替手数料 | | | | | |
| その他の役務収益 | | | 当期純利益 | | |
| 特定取引収益 | | | | | |
| 商品有価証券収益 | | | | | |
| 特定取引有価証券収益 | | | | | |
| 特定金融派生商品収益 | | | | | |
| その他の特定取引収益 | | | | | |
| その他業務収益 | | | | | |
| 外国為替売買益 | | | | | |
| 商品有価証券収益 | | | | | |
| 国債等債券売却益 | | | | | |
| 国債等債券償還益 | | | | | |
| 金融派生商品収益 | | | | | |
| その他の業務収益 | | | | | |
| その他の経常収益 | | | | | |
| 株式等売却益 | | | | | |
| 金銭の信託運用 | | | | | |
| その他の経常収益 | | | | | |
| 信託報酬 | | | | | |
| 経常費用 | | | | | |
| 資金調達費用 | | | | | |
| 預金利息 | | | | | |
| 譲渡性預金利息 | | | | | |
| 債券利息 | | | | | |
| 債券発行差金償却 | | | | | |
| コールマネー利息 | | | | | |
| 売現先利息 | | | | | |
| 売渡手形利息 | | | | | |
| コマーシャルペーパー | | | | | |
| 借用金利息 | | | | | |
| 社債利息 | | | | | |
| 社債発行差金償却 | | | | | |
| 新株予約権付社債利息 | | | | | |
| 金利スワップ支払利息 | | | | | |
| その他の支払利息 | | | | | |
| 役務取引等費用 | | | | | |
| 支払為替手数料 | | | | | |
| その他の役務費用 | | | | | |
| 特定取引費用 | | | | | |
| 商品有価証券費用 | | | | | |
| 特定取引有価証券費用 | | | | | |
| 特定金融派生商品費用 | | | | | |
| その他の特定取引費用 | | | | | |
| その他業務費用 | | | | | |
| 外国為替売買損 | | | | | |
| 商品有価証券売買損 | | | | | |
| 国債等債券売却損 | | | | | |
| 国債等債券償還損 | | | | | |
| 国債等債券償却 | | | | | |
| 債券発行費用償却 | | | | | |
| 社債発行費用償却 | | | | | |
| 金融派生商品費用 | | | | | |
| その他の業務費用 | | | | | |
| 営業費 | | | | | |
| 人件費 | | | | | |
| 物件費 | | | | | |
| 税金 | | | | | |
| その他経常費用 | | | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | | | | | |
| 貸出金償却 | | | | | |
| 株式等売却損 | | | | | |
| 株式等償却 | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | | | | |
| その他の経常費用 | | | | | |
| 経常利益 | | | | | |

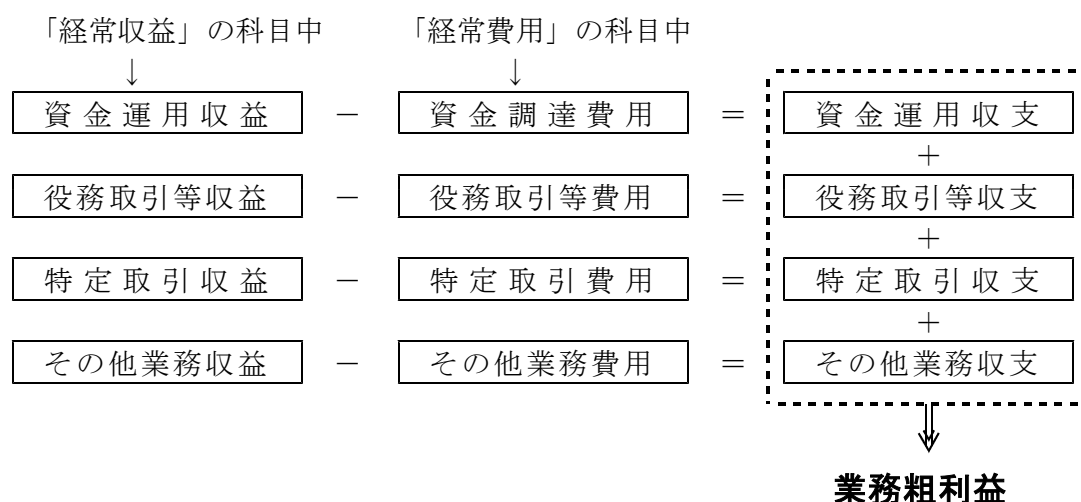
図表 4 - ⑪ 株主資本等変動計算書

| | 純資産の部 各科目(略) | 純資産合計 |
|------------|-----------------|-------|
| 前期末残高 | | |
| 当期変動額 | | |
| ①新株発行 | | |
| ②剰余金の配当・積立 | | |
| ③圧縮積立金の積立 | | |
| ④当期純利益 | | |
| ⑤自己株式の取得 | | |
| ⑥自己株式の処分 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | | |

このように、一般企業と金融機関の損益計算書は、特に、「経常利益」算出までの表示方法に違いが見られる。しかし、金融機関においても本来業務における収益力の高さを見るために、一般企業における「粗利益」や「営業利益」に相当する利益を別途算出し表示する方法が広く採用されている。これが、「業務粗利益」や「業務純益」と呼ばれるものである。

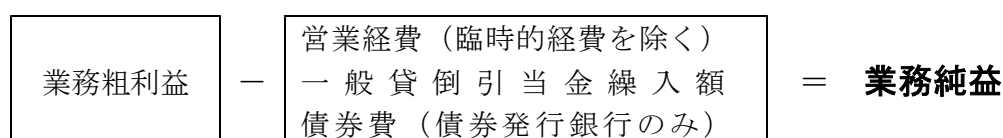
「業務粗利益」は、金融機関本来の業務である資金運用、役務取引、特定取引、その他業務の収益と、当該収益を獲得するために要した費用の差額（＝収支）の合計額であり、一般企業における粗利益にあたる。（図表４－⑦参照）

図表４－⑦ 業務粗利益の算出



また、「業務純益」は、業務粗利益から、本来の業務を遂行するために要した人件費等の営業経費及び一般貸倒引当金繰入額等を差し引いた利益の合計額であり、一般企業の営業利益に相当するものである。（図表４－⑧参照）

図表４－⑧ 業務純益の算出



これら「業務粗利益」や「業務純益」は、損益計算書上の科目ではないが、金融機関の収益力を図る上で重要な利益であり、ディスクロージャー誌の中では、別途項目が設けられ開示されている場合が多い。

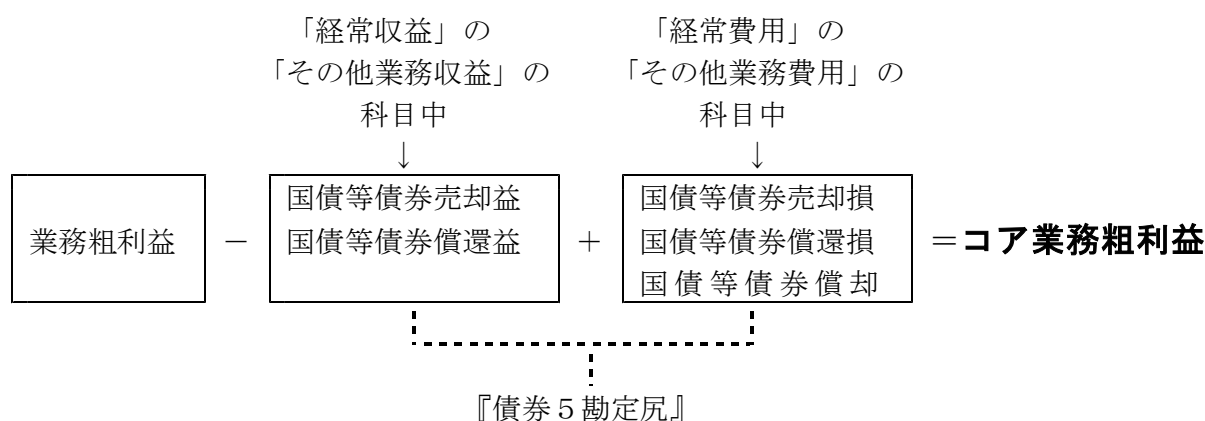
なお、指標算定に当たって、これら「業務粗利益」、「業務純益」と相似した利益と

して「コア業務粗利益」、「コア業務純益」を採用している。

「コア業務粗利益」とは、「業務粗利益」から「債券5勘定尻」と呼ばれる国債等債券関連5科目を控除した利益である。貸倒引当金繰入額の増額等で全体の収益性が悪化した金融機関などでは、単発的に国債等債券の売買により利益を確保しようとするすることがあり（これを「益出し」という。）、実際の収益力を反映していない可能性がある。

このため、このような益出しによる見かけ上の利益部分を取り除き、より実態に近い収益力を把握するため、採用することとしたものである。（図表4-⑨参照）

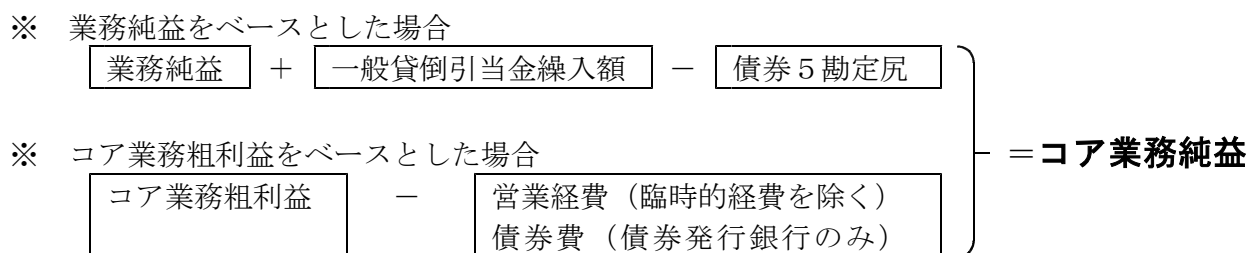
図表4-⑨ コア業務粗利益の算出



また、「コア業務純益」は、一般貸倒引当金繰入前の業務純益から債券5勘定尻を控除したものである。債券5勘定尻を控除する理由は前述のとおりであるが、一般貸倒引当金繰入前の業務純益を採用することにより、不良債権の増減に左右されない、より営業ベースに純化した収益を捉えようとするものである。

これは、コア業務粗利益から臨時的経費を除く営業経費と債券費を差し引いた金額と同額となる。（図表4-⑩参照）

図表4-⑩ コア業務純益の算出



以上のように、金融機関の利益を見る場合、損益計算書上の開示科目にはない重要な利益もあり、それぞれの違いを考慮して活用することが必要である。

なお、損益計算書の各科目ごとの具体的な内容は、別冊P 11以降のとおりである。

また、これら損益計算書の見方について、一例を示すと次のとおりである。

- ① 「経常利益」、「当期純利益」の金額及び経年変化を見る。
- ② 「経常収益」、「経常費用」の金額及び経年変化を見る。
- ③ 上記科目に大きな増減がある場合等には、さらに細分化された科目を見て、増減の要因等を分析する。
- ④ 特に不良債権処理に関わる費用項目である「貸倒引当金繰入金」や「貸倒償却」、また、有価証券の価値の変動に伴う処理項目である債券5勘定戻（前掲）や株式3勘定戻（「株式等売却益」「株式等売却損」「株式等償却」）は、景気動向や金利情勢等により収益悪化の一大要因となるため注視しておく必要がある。
- ⑤ 損益計算書の科目にはない「業務純益」等の利益についても、その金額や経年変化を併せて確認する。

(ウ) 株主資本等変動計算書

以前は、個別財務諸表においては、当期末処分利益の計算が個別損益計算書の末尾で表示され、株主総会における利益処分（または損失処理）のために利益処分計算書（または損失処理計算書）が作成・開示されていた。

しかし、会計基準の改正により、純資産の部に直接計上される項目が増えていること、また、商法改正により、自己株式の取得・処分等、純資産の部に計上する変動要因が増加してきた。このため、純資産の部の表示をより透明性の高いものとするため、株主の持分の変動を開示する手段として株主資本等変動計算書（図表4-⑪）の作成が義務付けられた。

同計算書を分析の視点で見ると、利益処分については、金融機関も一般企業と同様に、その活動により得た利益を次の二つに大別される方法により、処分することとなる。

- ① 外部流出：株主等への配当等
- ② 内部留保：準備金・剰余金への積立等

この場合、単純に①と②、どちらが良くて、どちらが悪いということではなく、金融機関の置かれた状況により、戦略が異なってくるので、ここではその傾向を見ることとする。

(エ) 自己資本比率に関する事項

金融機関の場合、これまで見てきた貸借対照表や損益計算書等以外にも、いくつかの重要な財務情報が開示されている。

その一つが、自己資本比率に関する事項である。

通常、一般企業における自己資本比率は、総資産に占める自己資本の割合として算出されるものであるが、金融機関においては、国際行はもとより、国内行についても国際統一基準（B I S基準）にほぼ沿った形で算出されている。

その自己資本比率規制について世界的な規制の枠組みとして平成22年に国際的合意が成立し、「バーゼルⅢ」と呼ぶ）平成25年から段階的に実施されている。このバーゼルⅢは国際的に活動する銀行についての合意であるが、それを受けて、平成26年3月から国内基準も見直された。

図表4-⑫ 自己資本比率に関する事項

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1) (イ) | |
| 普通株式等Tier 1資本に係る調整項目 (2) (ロ) | |
| 普通株式等Tier 1資本 ((イ) - (ロ)) | (ハ) |
| その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3) (ニ) | |
| その他Tier 1資本に係る調整項目 | (ホ) |
| その他Tier 1資本 ((ニ) - (ホ)) | (ヘ) |
| Tier 1資本 ((ハ) + (ヘ)) | (ト) |
| Tier 2資本に係る基礎項目 (4) | (チ) |
| Tier 2資本に係る調整項目 | (リ) |
| Tier 2資本 ((チ) - (リ)) | (ヌ) |
| 総自己資本 ((ト) + (ヌ)) | (ル) |
| リスクアセット (5) | (ヲ) |
| 自己資本比率 | |
| 普通株式等Tier 1比率 ((ハ) / (ヲ)) | |
| Tier 1比率 ((ト) / (ヲ)) | |
| 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) | |
| 調整項目に係る参考事項 (6) | |
| Tier 2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7) | |
| 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) | |

このうち分子項目は、Tier 1資本と、Tier 2資本から構成され、その内Tier 1は普通株式等Tier 1とその他Tier 1から構成される。

金融機関が損失を被った場合に、損失を吸収するためのクッション（リスクバッファ）のうち、Tier 1は事業継続ベースでの損失吸収バッファ、Tier 2は破綻時を想定した損失吸収バッファと位置づけられている。

なお、普通株式等Tier 1は、普通株式と内部留保から構成され、その他Tier 1に該当しうる資本調達手段としては、優先株式等が、Tier 2に該当しうる資

本調達手段としては、劣後債等が考えられる。

分母は、リスクアセットであり、リスクアセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスクウェイト※15を乗じて得た額の合計額（信用リスク）、資産の市場変動リスク相当額（マーケット・リスク）及び種々の事故リスク相当額（オペレーショナル・リスク）の和をいう。

このようにして算出された自己資本比率は、貸倒や債券運用、システム障害等により損失を被るリスクに対して、どれだけの自己資本を有しているかを示しており、前述（第3章5-(5)）したとおり、国の早期是正措置の発動基準となっている。その中では、国際基準行は普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%、総自己資本比率8%、国内基準行は4%をクリアしなければならず、それを下回ると図表4-⑬のとおり、業務改善若しくは停止命令等の措置が講じられることとなる。

用語解説

※15 リスクウェイトとは

リスクウェイトとは、金融機関の自己資本比率算定の際に用いる各資産項目ごとの信用リスク（貸倒の懸念）の度合に応じた掛目のこと。

【リスクウェイトの例】

リスクウェイト0%・・・国債，地方債，現金等，リスクウェイト10%・・・政府関係機関債，信用保証協会等保証付き債権等，リスクウェイト20%・・・金融機関向け債権，リスクウェイト35%・・・抵当権付き住宅ローン，リスクウェイト75%・・・中小企業・個人，リスクウェイト100%・・・中小企業以外の事業法人（ただし，格付を使用すれば20～150%）等

※15-2 市場リスク，オペレーショナル・リスク

- ・市場リスク：マーケットでの国債等の価格変動から生じるリスク等
- ・オペレーショナル・リスク：事務フロー上のミス，オンラインシステムの停止，行員等による不正行為，自然災害等の予期せぬ事態によって損失が生じるリスク

図表 4 - ⑬ 早期是正措置の発動基準と措置の概要

| 区分 | 自己資本比率 | | 措置の概要 |
|----|---|----------|--|
| | 国際統一基準行 | 国内基準行 | |
| 1 | <p>次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲</p> <p>イ 単体普通株式等Tier 1比率 2. 25%以上 4. 5%未満</p> <p>ロ 単体Tier 1比率3%以上6%未満</p> <p>ハ 単体総自己資本比率4%以上8%未満</p> | 2%以上4%未満 | <p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p> |
| 2 | <p>次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲</p> <p>イ 単体普通株式等Tier 1比率 1. 13%以上2. 25%未満</p> <p>ロ 単体Tier 1比率1. 5%以上3%未満</p> <p>ハ 単体総自己資本比率2%以上4%未満</p> | 1%以上2%未満 | <p>次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行にあってはロに掲げる命令を除く。）</p> <p>イ 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>ニ 取引の通常の状態に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制</p> <p>ホ 一部の営業所における業務の縮小</p> <p>ヘ 本店を除く一部の営業所の廃止</p> <p>ト 法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> |

| | | | |
|-------------|--|----------|---|
| | | | チ その他金融庁長官が必要と認める措置 |
| 2 の 2 | 次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ 単体普通株式等Tier 1比率0%以上1.13%未満 ロ 単体Tier 1比率0%以上1.5%未満 ハ 単体総自己資本比率0%以上2%未満 | 0%以上1%未満 | 自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令 |
| 3 | 次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ 単体普通株式等Tier 1比率0%未満 ロ 単体Tier 1比率0%未満 ハ 単体総自己資本比率0%未満 | 0%未満 | 業務の一部又は全部の停止命令 |

(オ) 不良債権開示項目

自己資本比率計算書とともに重要な開示情報として、不良債権項目がある。

ディスクロージャー誌の中で開示が義務づけられている不良債権には、「金融再生法開示不良債権」と「リスク管理債権」の2種類がある。

「金融再生法開示不良債権」は、金融再生法に基づく不良債権であり、一方、「リスク管理債権」は、銀行法に基づき開示される不良債権である。

「金融再生法開示不良債権」と「リスク管理債権」の区分等は、令和4年3月31日より一本化され、貸出金のほか、貸出有価証券や未収利息、支払承諾見返などを含む総与信残高を対象として、次の4つの分類により開示されている。

図表4-⑬ 金融再生法開示債権及びリスク管理債権の分類

| 分 類 | 内 容 |
|---------------------|---|
| ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始，更生手続開始，再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。 |
| ② 危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）。 |
| ③ 要管理債権 | <ul style="list-style-type: none">● 三月以上延滞債権（元金又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権）。● 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免，利息の支払猶予，元本の返済猶予，債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金。三月以上延滞債権に該当するものを除く。） <p>（注）いずれも①②を除く。</p> |
| ④ 正常債権 | 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外に区分される債権。 |

なお、自己査定 of 債権者区分と金融再生法開示債権及びリスク管理債権との関係は、概ね図表4-⑭のとおり表すことができる。

図表4-⑭ 自己査定と開示債権

| 自己査定の債権者区分に対する債権 | 金融再生法開示債権及びリスク管理債権 | | | | |
|--|--------------------|------------|-----------|-----------|-------|
| 破綻先に対する債権 | 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 | | | | |
| 実質破綻先に対する債権 | | | | | |
| 破綻懸念先に対する債権 | 危険債権 | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 761 446 1120" rowspan="3">要管理先に対する債権</td> <td data-bbox="446 761 798 896">3ヵ月以上延滞債権①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 896 798 1030">貸出条件緩和債権②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1030 798 1120">上記①②以外の債権</td> </tr> </table> | 要管理先に対する債権 | 3ヵ月以上延滞債権① | 貸出条件緩和債権② | 上記①②以外の債権 | 要管理債権 |
| 要管理先に対する債権 | | 3ヵ月以上延滞債権① | | | |
| | | 貸出条件緩和債権② | | | |
| | 上記①②以外の債権 | | | | |
| 要管理先を除く要注意先に対する債権 | 正常債権 | | | | |
| 正常先に対する債権 | | | | | |

イ 指標を用いた分析

(7) 指標設定上の留意点

指標による分析は、開示された様々な財務情報の中から、金融機関の経営状況を象徴的に表すいくつかの情報を取り出し、これを互いに関連、対比させ、その比率を見ることによって、より簡便かつ効率的に状況を把握することを目的としたものである。

金融機関の経営分析においても、健全性、収益性、流動性等の観点からこれを表すいくつかの指標を取り出し、絶対評価や相対評価、経年比較等を行うことにより把握する手法が一般的である。

しかし、そのためにどのような指標を用いるかといった点については、現段階で確立されたものはなく、各分析主体により様々な指標が選択され活用されている。

そこで、本県においても、次の分析の基本視点に立って、金融機関の経営状況を適切に把握するための指標をいくつか選択し、これに沿って分析、把握する。

a 分析の基本視点

経営分析、把握の第一の目的は、本県が公金を預託する金融機関について、信用を付与するに足る健全で効率的な経営が維持されているかどうかを確認することにある。

特に、経営の健全性は、保険事故の発生や預金等の損失に大きな影響を及ぼすことから、定期開示情報による定量分析に当たっても、経営の健全性を表す指標を中心に、健全性に影響を与える収益性や流動性指標を加味したいくつかの指標を選択し、これを用いた分析、把握を行うものとする。

b 具体的な選定指標

| | メイン指標 | 補完指標 |
|-----|--|--|
| 健全性 | <ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率（単体） 繰延税金資産比率 貸倒引当金控除後不良債権比率 | <ul style="list-style-type: none"> T i e r 1 自己資本比率 不良債権比率 不良債権額保全率 |
| 収益性 | <ul style="list-style-type: none"> コア業務純益（除く投資信託解約損益）／総資産（ROA） 当期純利益／資本勘定（ROE） | <ul style="list-style-type: none"> 総資金利鞘 経費／コア業務粗利益（OHR） |
| 流動性 | <ul style="list-style-type: none"> 預金増減率 | <ul style="list-style-type: none"> 現金・預け金／期末預金残高 預証率 預貸率 |

(イ) 健全性分析

a 健全性分析とは

健全性分析は、金融機関の資本・負債構成と資産構成のバランス状態から、主に「自己資本の充実度」や「運用資産の健全度」の分析を通じて、経営の健全性を把握しようとするものである。

この健全性分析は、バランスシートの負債の部に属する預金の払戻し能力を量る上からも、重要な分析となる。

b 健全性分析に用いる指標

(a) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)}}{\text{リスクアセット (各資産} \times \text{リスクウエイト)}} \times 100$$

自己資本比率は、預金の保全という観点から、また、金融機関の破綻の可能性という点からも、最も重要な指標であり、この自己資本比率が高いほど、預金の返済能力は高いものと判断される。

一方、これが低いほど、資産の劣化に対する耐久力も低くなり、場合によっては、債務超過や経営破綻につながる可能性がある。

現在、日本においては、海外営業拠点を有する銀行は8%、有しない銀行は4%の自己資本比率を下回った場合、金融庁等から早期是正措置として行政命令を受けるとなっている。(詳細は、第4章1-(4)-ア-(エ) 参照のこと。)

なお、この自己資本比率の増加は、分子である自己資本の増加と分母となるリスクアセットの減少の2つの要因があるが、このうちリスクアセットの減少は、リスク資産（貸出金など）の減少を通じて収益力低下の一因となるなど、必ずしも良い傾向とは限らないため注意が必要である。

(b) Tier 1 自己資本比率

$$\text{Tier 1 自己資本比率} = \frac{\text{Tier 1 自己資本}}{\text{リスクアセット (各資産} \times \text{リスクウエイト)}} \times 100$$

Tier 1 自己資本比率は、リスクアセットに占めるTier 1 の割合であり、(a) の自己資本が一般貸倒引当金や劣後債務^{※3}などのTier 2 を含むのに対して、Tier 1 自己資本は、バランスシート上の資本の部の金額にほぼ等しくなる。(詳細は、図表4-⑫参照のこと。)

(a) の自己資本比率同様、高いほど当該金融機関の預金の返済能力は高いものと判断できる。

用語解説

※3 劣後債務とは

発行企業（この場合は、金融機関）の破産、清算に際して、担保付社債、無担保社債、その他一般債務（預金など）よりも返済順位が低い債務である。

履行期限を定めた期限付劣後債務と、定めのない永久劣後債務があり、いずれも補完項目にカウントされる。

(c) 繰延税金資産比率

$$\text{繰延税金資産比率} = \frac{\text{繰延税金資産}}{\text{資本勘定}} \times 100$$

繰延税金資産は、将来減算一時差異※⁴が解消される時、課税所得を減少させ、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有するものである。このため、バランスシートの資産の部に計上され、それと同額が損益勘定を通じて資本の部すなわちTier 1 自己資本に計上されている。

この繰延税金資産の多くは、不良債権処理のために行った有税の貸倒引当金の一部であり、既に税金として支払っており、手許資金としては実態のないものであること。また、一時差異が解消された段階でも、課税所得があつてはじめて資産価値が発生することなどから、自己資本への算入を疑問視する向きもある。実際に平成15年度に破綻又は経営難に陥った金融機関では、収益力が低下していたことから、多額の繰延税金資産の計上を監査法人に否認され、その事態に至ったという事例も認められている。

したがって、この指標は、資本勘定（≡Tier 1）に繰延税金資産という不確定要素の強い資産に相当する額がどの程度含まれているかを示したものであり、低いほど望ましい。

バーゼルⅢにおいて、普通株式Tier 1 資本（国内基準においては自己資本）の10%を超過する場合に、その超過額が普通株式Tier 1 資本（国内基準においては自己資本）から控除される取扱いとなった。

用語解説

※4 一時差異、将来減算一時差異とは

一時差異とは、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。会計上の収益又は費用と、税法上の益金又は損金の認識時点、つまり損益の期間帰属の認識が異なることによって生じる。

一時差異には、一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果を持つ将来減算一時差異と、一時差異が解消する期の課税所得を増額する効果を持つ将来加算一時差異とがある。

(d) 不良債権比率

$$\text{不良債権比率} = \frac{\text{銀行法及び再生法に基づく債権の額（正常債権を除く）}}{\text{総与信残高}} \times 100$$

不良債権とは、金融機関の有する債権のうち、当該企業等の破綻や経営状況の悪化により、返済が滞っている債権の金額であり、この比率が高いほど、貸出資産の劣化の度合いが大きく、当該金融機関の預金の返済能力が低下しているものと判断できる。

ただし、通常の場合、不良債権額の一部は既存の引当であるいは担保・保証等により保全されており、貸倒れが発生しても、その影響が緩和されることがあるので注意する必要がある。

(e) 貸倒引当金控除後不良債権比率

$$\text{貸倒引当金控除後不良債権比率} = \frac{\text{銀行法及び再生法に基づく債権（正常債権を除く）} - \text{貸倒引当金}}{\text{総与信残高}} \times 100$$

不良債権の処理については、オフバランス化（貸借対照表から落とす）する直接償却とオンバランスのまま引当金を計上する間接償却の2種類があり、金融機関ごとに、どちらを選択するのかその傾向が異なっている。特に部分直接償却（最終処分まで行わずに部分的に不良債権を償却する方法）を行うか否かによって、不良債権の比率が大きくぶれることから、貸倒引当金を控除して平準化するものである。

(f) 不良債権保全率

$$\text{不良債権保全率} = \frac{\text{保全・引当額合計}}{\text{不良債権額}} \times 100$$

不良債権保全率^{※5}は、正常債権を除く銀行法及び再生法開示債権のうち、担保や保証などで保全されている部分及び貸倒引当金が計上されている部分の合計額を当該不良債権金額で除した率である。

この不良債権保全率が高いほど、貸倒れが発生しても、その影響が少ないものと判断できる。

一方、この比率が低いほど、貸倒れによる損失リスクは高いものと判断できるが、あくまでトータルの比率を示したものであり、個別債権ごとの保全状況とは異なる点に注意が必要である。

用語解説

※5 不良債権保全率

不良債権保全率は、不良債権のうち、担保・保証や引当て等により保全されている債権（未保全債権以外）の割合であり、概ね次の関係により表すことができる。

| | | | |
|-------------------------|-----------------------|-----|-------|
| 総与信残高（貸付有価証券，貸出金，未収利息等） | | | |
| 正 常 債 権 | 金 融 再 生 法 開 示 不 良 債 権 | | |
| | 担保・保証 | 引当金 | 未保全債権 |

(ウ) 収益性分析

a 収益性分析とは

収益性分析は、主に、「収益構造」や「資本効率」の面から金融機関の「総合的な収益力」すなわち儲ける力を評価し、営利企業として十分な利益が獲得できているかどうかを把握するものである。

この収益力は、損益勘定を通じて自己資本充実の源泉ともなり、長期的な経営の健全性にも貢献する。

なお、「資本効率」等の面からは、これを効率性分析として異なった領域で分析している事例もあるが、共通する点も多いため、収益性分析に含めて評価、分析するものとする。

b 収益性分析に用いる指標

(a) コア業務純益／総資産（ROA）

$$ROA = \frac{\text{コア業務純益（除く投信解約損益）}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) / 2} \times 100$$

コア業務純益／総資産は、「資産に対する利益」の比率を表す指標であり、一般的に総資産利益率（ROA）と呼ばれている。

ROAは、保有している資産あるいは投下した資金（負債＋資本）に対してどの程度の収益をあげたかを表す指標であり、これが高いほど効率の良い経営が為されているものと判断できる。

(b) 総資金利鞘

総資金利鞘は、資金運用利回りと資金調達利回りの差であり、資金運用収支の効率性をみる上で重要な指標である。利鞘は資金運用利回りが上がるか、資金調達利

回りが下がれば拡大し、利鞘が拡大するほど、資金運用利益も増加する。

したがって、利鞘が高いほど一般的に収益性は向上するが、急激な上昇は、よりリスクの高い有価証券等の増加を表す場合があるため注意が必要である。

なお、この総資金利鞘は、国内業務部門と国際業務部門それぞれに開示されている場合があるが、業態間での比較可能性等を考慮し、国内業務部門における利鞘を指標として用いる。

(c) 経費率

$$\text{経費率 (OHR)} = \frac{\text{営業経費}}{\text{コア業務粗利益額}} \times 100$$

経費率は、OHRとも呼ばれ、その使途の違いにより、業務粗利益額を分母とした場合と、預金（譲渡性預金、債券を含む。）残高を分母とする場合がある。

ここでは、収益力の高低を判断する際の参考指標であることから、業務粗利益額をベースとし、さらに債権5勘定戻を加減したコア業務粗利益額を分母として用いる。

この場合の経費率は、コア業務粗利益を獲得するために、どれだけの営業経費をかけているかを表したものとなり、これが高いほど、高コスト体質の経営を余儀なくされているものと判断できる。

近年、多くの金融機関では、厳しい経営環境から、人員の削減や営業店の廃止・統合等による営業経費の節減を図る傾向にあり、これによる経費率の減少は、リスクに応じた金利の確保や業務手数料の増額とともに、業務改善の重要な取組の一つに位置づけられている。

(d) 当期純利益／資本勘定（ROE）

$$\text{ROE} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首資本勘定} + \text{期末資本勘定}) / 2} \times 100$$

本業による収益がコア業務純益であるのに対して、それ以外の要素、不良債権処理や税金の支払い等の収益に影響する全てを含めて算定したものが、当期純利益（最終損益）である。

収益性の分析に当たって、本業についての分析も重要であるが、特に不良債権処理が本業の儲けを超えることが頻発する現状にあっては、トータルバランスとして、最終的な収益力を分析することも重要なポイントとなる。

収益力を資本勘定で除する比率の略称をROEというが、資本勘定を用いる理由

は当期純利益がマイナス、つまり最終赤字となった場合、その赤字が自己資本に及ぼす影響を図るためであり、過去の金融機関の破綻事例をみると破綻の前期あるいは前々期に大幅赤字を計上して、資本を大きく目減りさせるようなケースが多くなっている。

(エ) 流動性分析

a 流動性分析とは

流動性分析は、金融機関の短期的な資金繰りを分析、評価するものである。

金融機関は主に一般預金者から預金として資金を調達し、これを企業等への貸出しや有価証券等で運用して収益を得ているが、預金の払戻し時期と貸付金等の回収時期にはタイムラグがあるため、通常は、一定の資金を手許に残し運用している。

しかし、突発的な預金の払戻し事象（取付け騒ぎ）が発生した場合や、予定していた貸出金の回収が困難（大口貸出先の倒産）となった場合などに、預金等債務の払戻しが困難となり、資金繰り破綻が生じる可能性がある。

このため、流動性分析により、手許にどの程度の資金が確保されているか、あるいは、急激な資金の流出が発生していないかといった点について把握する必要がある。

b 流動性分析に用いる指標

(a) 預金増減率

$$\text{預金増減率} = \frac{(\text{当期末預金残高} - \text{前期末預金残高})}{\text{前期末預金残高}} \times 100$$

預金増減率は、前期末預金（譲渡性預金を含む。以下同じ。）残高に対する当期末預金残高の増減率であり、これが高いほど流動性の面からは望ましい。特に、ペイオフ解禁下においては、安定した預金量の確保は、一般預金者等からの信頼の結果ともなり得る。

しかし、風評被害による取付け等の際には、極めて短期間に多額の資金が流出するため、年1回の動向把握では不十分といわざるを得ない。

したがって、必要に応じて金融機関の協力を求める等して、可能な限り頻度の高い残高把握に努めることが望ましい。

(b) 現金・預け金／当期末預金残高

$$\text{現金・預け金／当期末預金残高} = \frac{\text{現金・預け金} - \text{担保供出資金}}{\text{預金}} \times 100$$

分子の現金・預け金は、バランスシートの資産の部に計上されている現金・預け金のうち、担保に供している金額（ディスクロージャー誌の注記に記載）を控除した金額である。

一方の分母は、一般預金者等から預かった預金の総額であり、現金・預け金／当期末預金残高は、預金残高に対する払戻し可能な手持ち資金の割合を示している。

これが高いほど流動性も高いものと判断できるが、一方で、手許資金が多いということは運用されている資金が少ないことを意味し、収益性の面からはマイナスの要因となる。

また、この指標は、あくまで短期の資金繰りについてその傾向を見たものであり、実際の資金繰りにおいては、国債等有価証券の売却やコール市場での資金の調達等も可能な場合があることに注意する必要がある。

(c) 預証率

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預 金}} \times 100$$

分子の有価証券は、金融機関が保有する公社債や株式等有価証券の合計金額であり、預証率は預金総額に占める有価証券の割合を示している。有価証券は、概して現金・預け金より換金性が低く、貸出金より高い。したがって、預証率の高低のみをもって流動性を判断することは困難であるが、例えば、預貸率と合わせて100%を超えるか否か（超える場合、資金不足に陥る可能性がより高いものと判断できる。）など、他の指標と合わせて見ていくことが必要である。

(d) 預貸率

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預 金}} \times 100$$

分子の貸出金は、手形・証書貸付、割引手形等貸出金の合計金額であり、預貸率は預金総額に占める貸出金の割合を示している。これが、低いほど流動性の面では好ましいものと考えられるが、一方で、収益性を引き下げる要因ともなるためバランスのとれた水準に維持するといったことが重要である。

ウ 定量分析を行う上での留意点

これまで、定量分析において着目すべき3つの観点からそれぞれを示す代表的ない

くつかの指標をみてきた。

しかし、これらの観点や指標は、一つの企業の経営状況について、異なった方向からスポットを当てて見ていこうとするものであり、それぞれが全く独立したものではなく、互いに関連し、一つの企業経営の状況を表したものといえる。

例えば、経営の健全性を維持するためには、収益性を確保することが必要である一方、流動性の高まりはどちらかといえば収益性の向上を阻害し、結果として健全性を悪化させる要因となる。しかし、健全性や収益性を維持するためには、流動性を犠牲にしても良いということではなく、ゴーイングコンサーンとして責任を果たすためには、それぞれの観点について、バランスの取れた状態を維持しておくことが重要である。

また、各指標についても同様、それぞれの指標が互いに関連しており、一つの指標だけが悪いとか、良いといったことは通常考えられない。また、これらの指標は、あくまで財務面から見た経営の状況を象徴的に表した数値にすぎず、なぜそのような結果になったのか、どのようなところに問題があるのかといった点については、より深く、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表まで遡って見ていく必要がある。

さらに、望むべくは、分析者自らが金融機関の経営者となったつもりで、その財務内容から当該金融機関の課題は何か、どのような対応をとるべきかを推測し、次なる行動を予測できるようになったならば、経営分析の取組もより適切に行い得るものといえよう。

(5) 定性分析

定性分析は、計数的には評価しがたい様々な経営要因を分析し、当該金融機関の経営状況を把握しようとするものである。

定期開示情報における定性的情報は、ディスクロージャー誌の中に多く掲載されている。ディスクロージャー誌における定性情報としては、銀行法施行規則に規定されている次の事項のほか、多くの金融機関で、自社の経営理念や経営方針、経営計画等の内容が紹介されている。

【定性的情報に係る法定開示事項】

- ・ 経営の組織
- ・ 持株数の多い10以上の株主の氏名等
- ・ 銀行の主要な業務の内容
- ・ 直近の事業年度における事業の概況
- ・ リスク管理の体制

【法定開示以外の開示情報】

- ・経営理念
- ・経営方針，経営計画，経営目標
- ・商品，サービス ほか

以上のような定性的な要因は、いずれも金融機関経営の根幹を為すものである。

しかし、これらの要因は、定量的な情報と異なり、一律の評価基準をもって評価することは困難である。また、開示されている内容がどの程度将来に渡る経営の健全性等に資するかといった点についても予測することは難しい。したがって、その活用に当たっては、あくまで参考程度に止め、他の様々な情報や後述するヒアリング結果等と合わせて検討、考慮する必要がある。

なお、これらディスクロージャー誌における定性情報の分析視点として、概ね次のようなものが考えられる。

ア 全体構成

- (ア) 開示されている内容が、法定化されている内容のみになっていないか。（自社の経営状況を明らかにする上で十分な内容が含まれているか。）
- (イ) 預金者や株主、会員等見る側の視点に立って分かりやすく具体的に表示されているか。
- (ウ) プラス情報ばかりではなく、マイナス情報についても適切に開示できているか。

イ 個別項目

- (ア) 経営理念，経営方針，経営計画等は明確か。
- (イ) 経営理念，経営方針，経営計画等の内容は、自社を取り巻く内外の経営環境や経営課題に照らして適切か。
- (ウ) 法令遵守（コンプライアンス）体制が経営上の最重要課題として位置付けられているか。
- (エ) 信用リスク管理について、与信の分散（業種別の偏り，大口偏重の抑制）等を意識した管理となっているか。
- (オ) 市場関連リスク管理について、保有している同リスクをどのように計量化し、当該金融機関の特性に合った管理体制を構築しようとしているか。
- (カ) 顧客ニーズに沿った新たな商品，サービス等の提供が積極的に為されているか。

(6) ヒアリングによる補完

定量分析、定性分析はディスクロージャー誌等の書面を介しての分析であり、金融機関から開示される情報も必要十分とは言えないことから、自ずから限界がある。ヒアリングは、それらの分析により生じた不明な点や疑問点の内容を確認することを主目的とする。

また、ヒアリングは、基本的に金融機関の店舗を訪問して行うので、相手方担当者と直接面会することにより、金融機関の持つ現場の雰囲気や、職員のコンプライアンスやリスク管理等に対する認識状況などを直接感じ取ることができるというメリットも考えられる。

しかしながら、このヒアリングは、権限により行うものではなく、一預金者という立場で行うものであることから、情報取得にも限界がある。したがって、経営分析・把握の補完的役割を担うものである。

2 第三者情報の活用

(1) 格付け

ア 格付けとは

国・団体・会社（金融機関を含む一般事業会社）等の資金調達活動について、その調達資金の返済能力等を、第三者である格付け会社が判定し、簡単な記号により表示することを「格付け」という。

格付けの起源は、アメリカで1909年に「ムーディーズ・インベスターズ・サービス」という会社が、国内の鉄道会社250社以上の債券に格付けしたのが最初で、その背景としては、ヨーロッパの資産家達が運用目的で資金提供をするにも、遠く離れたアメリカの鉄道会社ではその経営状況等を判別することができなかったことから、わかりやすい「格付け」という指標のニーズが生じるという状況があった。

その後、約1世紀が経過し、今日では世界中の会社等が、広く資金調達を行う際には欠かせないツールとなっており（高い格付けを取得することにより、より低い金利での資金調達が可能）、投資家（預金者）等のニーズも増加している。

イ 格付け会社について

日本における代表的な格付会社としては、(株)日本格付研究所（JCR）、(株)格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズジャパン（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、フィッチ・レーティングス社の5社が挙げられる。（ただし、フィッチ・レーティングス社は四国内金融機関の格付（後述の「勝手格付け」を除く。）

を行っていないことから、詳細の説明は記載しない。)

図表 4-⑮ 格付け会社一覧表

| 会社名 (略称) | 国内外別 | ホームページアドレス |
|----------------------------|------|---|
| (株)日本格付研究所 (JCR) | 国内 | http://www.jcr.co.jp/ |
| (株)格付投資情報センター (R&I) | 国内 | http://www.r-i.co.jp/ |
| ムーディーズジャパン(株) (Moody's) | 海外 | http://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx |
| スタンダード&プアーズ (S&P) | 海外 | http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home |
| フィッチ・レーティングス | 海外 | http://www.fitchratings.co.jp/ |

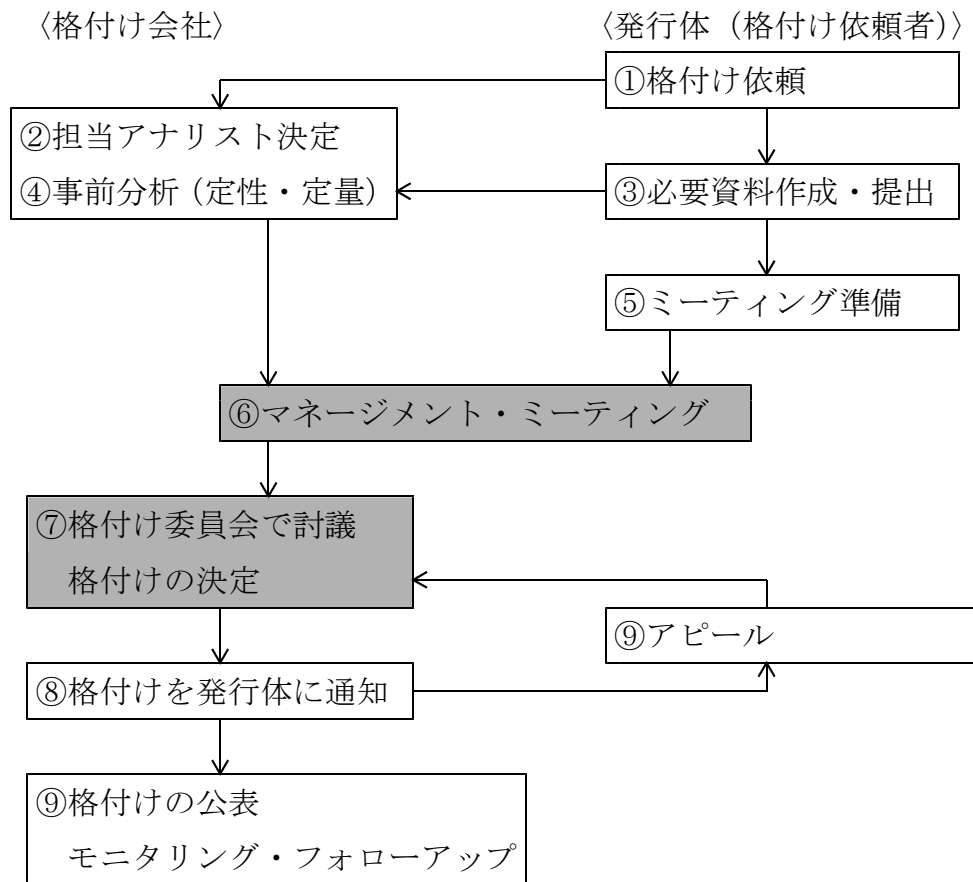
ウ 格付け取得までの手順

通常は、債券等を発行する会社が格付け会社に依頼して格付けを取得するが（例外「勝手格付け」）、格付けの取得までには、発行会社と格付け会社との綿密な面接等が行われ、最終的には、格付け会社内の複数のアナリスト等で構成される格付け委員会での投票により、格付けが決定される。

エ 分析に用いる格付けとその記号の定義

金融機関の格付けには、長期債を対象としたもの（長期債格付け^{*1}）のほか、短期債格付け^{*2}や預金格付け、発行体格付けなど、格付け会社によりいくつかのものがある。一般的に、投資家や預金者が金融機関を選定するときに参照するのは、長期債格付けであり、各格付け会社の金融機関に関する長期債格付けの呼称は、図表 4-⑮のとおりである。

図表 4 - ⑩ 格付け決定までのフロー図



図表 4 - ⑪ 各格付け会社の長期債務格付けの名称

| | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|
| J C R | 長期個別債務格付け | S & P | 長期個別債務格付け |
| R & I | 長期個別債務格付け | Moody's | 長期銀行預金格付け |

用語解説

※ 1 長期債務格付けとは

長期債務格付けは1年超の債券に対する格付けであり、長期的な展望にたつて、発行体の債務支払能力を財務面・定性面等の様々な側面からトータル評価を行ったものである。

※ 2 短期債務格付けとは

短期債務格付けは、一般的に1年以内の債券とされており、当面の資金繰り的な支払能力といった意味合いが強い。

なお、格付対象企業の経営状況等の悪化により、まず長期債務格付けが低下し、次に短期債務格付けが下げられるケースが一般的となっている。

次にその長期債の格付け記号の定義と、記号に付加されている符号（格付け記号には、当該格付けの強弱など、付加的な情報を示すいくつかの符号が併記される場合がある。）について図表4-⑱にまとめた。

長期債格付けについては、格付け記号の定義にあるように段階的な評価がなされるが、その評価は大きく2つに区分することができる。その場合の境界線は、「BBB（Baa）」と「BB（Ba）」との間にあり、BBB以上を「投資適格」、BB以下を「投機的水準」とすることが一般的となっており、境界線を下回った先での運用は投機的（危険を覚悟で大きな利益を得ようとするさま）であると考えられている。

図表4-⑱ 格付け記号の定義と付加符号

| | 格付け | | 定 義 |
|----------------------------|-----|---------|--|
| | 3社 | Moody's | |
| 投資 適 格 ↑ | AAA | Aaa | 債務履行の確実性が最も高い。 |
| | AA | Aa | 債務履行の確実性は非常に高い。 |
| | A | A | 債務履行の確実性は高い。 |
| | BBB | Baa | 債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。 |
| ↓ 投 機 的 水 準 | BB | Ba | 債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。 |
| | B | B | 債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。 |
| | CCC | Caa | 現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。 |
| | CC | Ca | 債務不履行に陥る危険性が高い。 |
| | C | C | 債務不履行に陥る危険性が極めて高い。 |
| | D | — | 債務不履行に陥っている。 |

| 付加符号等 | | | | | |
|--------------------------|--|-----|---------|------|--------|
| 強弱を表す付加 符号 | 格付けの中での相対的強弱を示すため、格付け記号の後ろに付加記号がつけられる場合がある。 | | | | |
| | S & P, R & I, JCR | + | なし | - | (強い順) |
| | Moody's | 1 | 2 | 3 | (//) |
| 公開情報による格付け（勝手格付け）を表す付加符号 | 投資家サイドのニーズに合わせ、公開情報により、格付けを行うことがある。（限られた情報により格付けするので、詳細なランク付けができないことから、上記の強弱に関する付加記号は使用しない。） | | | | |
| | JCR | p | Moody's | 該当なし | |
| | R & I | o p | S & P | P i | |

(注1) 各社の詳細な定義については、各社ホームページに掲載されている。

(注2) 上記の付加符号以外にも、格付け見直しに関する付加符号や格付けの見直しに関する補足がなされる場合がある。

オ 格付けによる経営分析

格付けによる経営分析のメリット・デメリットをまとめた。

| 【メリット】 |
|---|
| <p>(ア) 上場会社の評価を行うことを公に認められた会社が公表している指標である。</p> <p>(イ) 各格付け会社において、アナリスト等の専門家が将来の予測を加味するなどして総合的に評価した結果である。</p> <p>(ウ) 格付け対象会社に経営状況等の変化があった場合には、早期に見直される可能性がある。</p> <p>(エ) 各格付け会社ともインターネット上のホームページにより、格付け情報を開示しており、情報をリアルタイムで取得することができる。</p> <p>(オ) 一般的に「投資適格」「投機的水準」といった表現をされるわかりやすい境界線がある。</p> |

| 【デメリット】 |
|--|
| <p>(ア) 格付け会社は格付けの性質を、「単なる格付け会社の意見表明であって、当該発行体の元本や利息の支払能力を保証するものではない。」としており、運用先の選定に際して100%信頼する（損失を被った場合に保証してくれる。）ような指標ではない。</p> <p>(イ) 格付けが行われているのは、都銀と地銀等の大手金融機関に限定されており、特に地域の協同組織金融機関は、ほとんど格付けがされていない。</p> <p>(ウ) 即時性は高いが、大手企業（マイカル等）の破綻時に見られたように格下げが後手に回ることがある。</p> <p>(エ) 各格付け会社により、格付けの水準が異なる（一般に国内格付け会社よりも国外格付け会社の評価が厳しい等）ことから、複数の会社の格付けに差異が生じている場合の判断が難しい。</p> |

以上のように、格付けによる経営分析は、「わかりやすさ」、「即時性」、「信頼性」という点からは第三者から出される情報の中では、バランスが取れており有効と考えられるが、やはり万能ではない。

このことから、メリット・デメリットを念頭に置きながら、定量分析・定性分析等の様々な分析結果と併せてその内容を検討し、総合的な視点から金融機関の経営分析

に活用する必要がある。

(2) 株価情報

ア 株価とは

株式を上場している金融機関については、証券取引所^{※1}で株式を売買する際の約定金額により株価が決定しており、市場が開いている間は取引の状況によりその価額が上下する。(上場銘柄^{※1}に対して、店頭市場^{※2}の取引により株価が決まる店頭取引銘柄がある。銀行株の大部分は上場銘柄である。)

取引開始後、最初の取引(寄付き)の価額を始値(はじめね)と呼び、その日の最高価額を高値(たかね)、最低価額を安値(やすね)、最終取引(引け)の値段を終値(おわりね)と呼ぶ。株価の分析で一つの価額を選ぶという場合は、終値を用いる。

なお、1日の下落幅が制限値にまで達することをストップ安^{※3}といい、その銘柄に市場が混乱を来すような要因がある可能性があることから留意する必要がある。

用語解説

※1 証券取引所・上場銘柄とは

投資家が証券会社に証券の売買を注文する。その注文により証券会社が取引を行う場が証券取引所である。現在は、東京(東証)、名古屋(名証)、福岡(福証)、札幌(札証)にある。

証券取引所の基準を満たし、取引上での売買銘柄として公開することを「上場」という。(例、東証一部上場銘柄 など)

※2 店頭市場とは

証券会社の店頭において、顧客と証券会社間などで相対(あいたい)売買の形で行われる有価証券取引の抽象的な場をいう。

※3 ストップ安とは

1日で動く株価の制限値いっぱいまで、値下がりすることである。証券取引所は前日の終値等を基準として株価水準別にストップ値幅を決めている。

例：株価水準200円未満の場合→下落幅50円。同500円未満の場合→下落幅80円。 等

イ 株価情報の取得方法

一般新聞紙面等から株価を拾い出すことが可能であるが、マーケット情報インターネットサイトは、リアルタイムのデータ、時系列データ、グラフによる表示も可能であり利便性が高い。同サイトからは、個別銘柄との比較対象となる日経平均株価^{※3}・TOPIX^{※4}の時系列データ等の収集も可能である。

なお、大手都銀は、単独行ではなく、持株会社(ホールディングス等)^{※5}として

株式を上場しているのので、当該持株会社の株価を分析することとなる。

用語解説

※3 日経平均株価とは

日本経済新聞社が、東証（東京証券取引所）第一部225銘柄を対象にダウ平均株価（単純平均を修正し、株価に連続性をもたせた平均株価）を計算して、発表する我が国株式市場の代表的株価指標である。

※4 TOPIX（東証株価指数）とは

東証が公表している時価総額加重平均による指標である。昭和43年1月4日を基準日としているが、その後の増資、新規上場等の変更については修正されている。ダウ平均の欠点を解消しようとしたものであるが、浮動株（流通市場で浮動している株式で値動きにより大量に売買されることがある）を考慮した株式指標となっていないという問題点を指摘されている。

※5 持株会社（ホールディングス）とは

持株会社とは、経営権を握る目的で、他社の株式を所有する会社のことをいい、金融再編の一つの形態として用いられている。

本県に関連のある銀行では、トモニホールディングスグループ（徳島大正銀行、香川銀行等）、みずほフィナンシャルグループ（みずほ銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行等）と、三菱UFJフィナンシャルグループ（三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJ証券ホールディングス等）がその形態をとっており、持株会社の株式を上場している。

ウ 株価情報による経営分析

株価情報を経営分析に用いるに当たってのメリット・デメリットについては次のようなものが考えられる。

【メリット】

- (ア) さまざまな経営情報の中で即時性が最も高い。
- (イ) 一般に公開されたものであり、情報の取得も容易である。
- (ウ) 日経平均株価、TOPIX又は同業態銘柄株価等との比較により、対象銘柄の下落率等を相対的に検証することができる。

【デメリット】

- (ア) 情報を取得できるのは、銀行等（一部第2地銀を除く）の株式上場金融機関に限られる。
- (イ) 株価の値動きの要因は、経済新聞紙や専門家等がコメントを出すことはあるが、推測の範疇でしかなく、それを特定することができない。
- (ウ) 株価は、市場の需要と供給のバランスにより、決まるものであり、例えばキ

キャピタルゲイン（値上がり益）等をねらった投機的売買が行われて、株価が過剰に反応するなど、その会社の経営状況判断以外の要素が反映される可能性がある。

(エ) 株価は市場が開かれている限り常に変動しており、例えば下落率を計測するに当たっても、どの時点と比較すればいいか、ポイントの限定が難しい。

以上のような、メリット・デメリットを鑑みると、株価情報による経営分析は金融機関の経営状況を分析する上で、その「即時性」・「一般性」等からも有効と考えられるが、評価を決定付けるまでの信頼性、合理性には欠ける。

このことから、格付けによる分析と同様に、メリット・デメリットを念頭に置いた適切な分析を行い、定量分析・定性分析等の分析結果と併せて活用する必要がある。

(3) その他

ア インターネット・ホームページ

現在では、金融機関の経営分析の情報収集対象先となる個別金融機関・行政庁・各種団体等は、ほぼ全てインターネット上にホームページを開設しており、その情報の即時性、蓄積度、入手や加工の容易さからも、最も有用な情報ソースの一つである。

特に、各種統計資料からは、例えば各業態の経営指標の平均値等を算出することも可能であり、利用価値が最も高い。以下に代表的なホームページを紹介する。

(ア) 金融庁ホームページ（アドレス <http://www.fsa.go.jp/>）

金融庁は、金融機関を管轄する行政機関であり、そのホームページには、統計情報や金融政策のほか、「報道発表」の内容を掲示したコーナーに早期是正措置による業務改善・停止命令などの金融機関に対する行政命令に関する情報が掲載されている。前述（第3章5－(5)）の早期警戒制度に関する情報が開示されれば、さらに有用な情報となると考えられるので、注視する必要がある。

(イ) 地方債協会ホームページ（アドレス <http://www.chihousai.or.jp/>）

（財）地方債協会が開設しているホームページである。地方自治体のペイオフ対策に関する情報等があり、金融機関の経営に関する統計資料も掲載されている。

(ウ) 全国銀行協会ホームページ（アドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/>）

全国銀行協会が開設しているホームページである。会員である個別銀行の詳細統計資料等が掲載されている。

(エ) 日本取引所グループホームページ（アドレス <http://www.jpx.or.jp/>）

株式を上場している金融機関は、証券取引所に対して種々の経営状況等の報告義務があり、その報告内容が掲示されていることがある。

イ 新聞

新聞社は高い情報収集能力を有しており，速報性という面では，インターネットを上回ることがある。特に金融機関の決算発表後にそれを取りまとめた記事が掲載されることがあり，有用な情報となる。

ウ 雑誌

雑誌というカテゴリーは広く，一般に販売されているものから，いわゆる業界誌まで種々あるが，特徴としては，専門性が高く，インターネット・新聞には掲載されない情報を入手できることもある。

(ア) 信用調査会社情報誌

信用調査会社は週数回，情報誌を発行しており，四国内の企業や全国の主要な企業の倒産情報等が掲載される。

(イ) 経済専門誌

金融機関等のランキング記事が掲載されることがあり，雑誌社ごとに独自の分析方法を用いているが，絶対的な根拠があるわけではない。ただし，第三者が行った比較分析であるので，客観性の高い情報である。

3 総合評価

金融機関の経営環境は様々な要因が複雑に絡み合っており，その経営状況を適切に把握するには様々な角度からの分析が必要である。

平常時から情報をキャッチするアンテナを広くしておくことにより，何らかの経営状況の変化があったとき，早期に把握することが可能となる。

経営状況の変化を把握した上で，その変化が今後，当該金融機関にどのような影響を与えるかについて，変化が現れた要素以外の部分も含めたバランスのとれた総合的な評価を行うべきである。

第5章 不安要素発現時以降の分析・把握

金融機関の経営状況を分析、把握するに当たっては、平常時より、定期開示情報の分析、ヒアリングによる補完、第三者情報の活用等を通じて、当該金融機関の経営の健全性等を確認する必要がある。

その過程で、将来の破綻につながる恐れのある不安な要素が認められた場合は、別に定めた「公金保全のための徳島県緊急対応マニュアル」に沿って、取るべき対応を検討していくこととなるが、経営状況の把握に当たっても、将来の破綻の可能性等を考慮した、監視活動の強化を行っていく必要がある。

1 金融機関の破綻原因の分析

わが国では、バブル崩壊から現在に至るまで多くの金融機関が破綻した。その数は、ペイオフ凍結中の平成8年6月から平成14年3月末までの約6年間で実に164金融機関（普通銀行、信金、信組）に上る。

これら金融機関が破綻に至った原因は様々であるが、多くの金融機関に共通した原因として、貸出金や有価証券など保有資産の大幅な劣化と、これに伴う自己資本比率の低下があげられる。

劣化した資産は、償却や引当等の損失処理を行うこととなるが、それにより早期是正措置の基準指標である「自己資本比率」が低下し、金融庁からの業務改善命令を受けるか、金融機関の自主申請により、破綻が発生している。

また、平成15年に破綻あるいは経営難に陥った足利・りそなの両行^{*1}では、監査法人に多額の繰延税金資産の計上を否認され、自己資本比率が急減している。これは自己資本比率低下の新たな要因であり、今後、十分注視していく必要がある。

なお、過去の破綻等の事例を調査・分析した結果、その主因としては、次の項目が挙げられる。

(1) 貸出金の劣化

通常レベルで発生する貸出金の劣化（不良債権化）は、貸倒引当金により処理することが可能であるが、例えば大口融資先の倒産が頻発したり、主融資先業種の構造不況などにより、予想から大きく乖離して不良債権が発生し、それに耐えきれなくなる。

実際に破綻金融機関の破綻直近期の不良債権比率を見てみると、通常レベルよりかなり高い比率となっている事例が多く見られる。

(2) 有価証券の劣化

有価証券は、その運用単位の金額が大きいことから、劣化した場合（社債発行体のデ

フォルト等)の損失金額も大きくなり、特に規模の小さな金融機関への影響は甚大となる。

ただし、時価会計が導入される以前は、有価証券運用による損失・評価損を開示情報の中から把握することは難しく、破綻報道等による状況説明から推測するしかないが、「有価証券の運用ミス」を破綻原因に挙げる事例も多く見られる。

(3) 繰延税金資産の計上否認

繰延税金資産の計上否認が表面化した事例は多くないが、それらに共通する状況は、自己資本に占める繰延税金資産に相当する部分の割合が極端に高かったこと、直近期に連続して大幅な赤字を計上するなど収益力が低下していたこと、などが挙げられる。

(4) 自己資本比率の低下

(1)から(3)による影響が、最終的に自己資本比率の低下という形で現れる。

実際の破綻事例を見ると、破綻直近期の自己資本比率が、業務改善命令の基準となる4%はクリアしているものの、かなり低下しているものが見られる。

ただし、上記以外でも、例えば「資金繰りの悪化(資金ショート)」による破綻の可能性等も否定できない。確かに、過去にも破綻直前に預金が大量に流出し資金繰りが悪化したとされる事例は見られる。しかし、その現象の原因は、「資産の大幅な劣化」等の情報により預金者心理が悪化したことが考えられる。

2 監視活動の強化

金融機関の破綻原因の分析結果から、不安要素の発現時以降の監視活動強化策としては、平常時における総合的な視点からの監視に加え、可能な限り、資産の大幅な劣化につながる要因を把握するとともに自己資本比率の動向を注視するといった破綻原因を重視したものが有効であると考えられる。

資産の劣化状況や自己資本比率の期中における情報は、ディスクロージャー誌だけでなく、中間期開示や四半期開示に記載されていることが多い。個別金融機関により、その情報の量・質とも異なることから、把握可能な情報にも限界はあるが、中間期開示や四半期開示の当該項目に関するより詳細な分析を行う等の対応が考えられる。

また、それ以外の監視強化方法としては、次のようなものが考えられる。

(1) 当該金融機関の個別融資先の倒産情報を可能な限り把握する。

(2) 有価証券市場に急激な相場の変動等があった場合、金融機関の保有有価証券の評価損益にどのような影響を及ぼすのかを推測する。

(3) 自己資本比率については、金融機関の開示する予想比率を分析するだけでなく、

資産の劣化状況等が自己資本比率に与える影響等を検証するという方法も考えられる。

また、破綻原因となる可能性のある資金繰りの悪化についても、場合によっては、金融機関に対して預金量の情報開示の頻度を増やすよう要請を行う等の対策が考えられよう。

用語解説

※1 足利銀行、りそな銀行について

・足利銀行

平成15年3月期決算の開示時点では自己資本比率が4%台であると開示していたが、同年9月からの金融庁検査の結果、同期の債務超過が指摘された。同時に、同年9月中間期の決算を監査していた監査法人から繰延税金資産の計上を全額否認され、債務超過に陥ることとなった。このため、預金保険法第102条に基づく国の金融危機対応会議が開催され、同条第1項第3号に基づく、特別危機管理の措置が取られた。これにより、同行の株式は全て国（預金保険機構）が取得（無償）し、預金も全額保護された。

・りそな銀行

平成15年3月期決算結果取りまとめに際して、これを監査する監査法人に繰延税金資産の一部計上を否認され、自己資本比率が低下し、早期是正措置（資産超過）の対象となった。このため、預金保険法第102条に基づく、国の金融危機対応会議が開催され、同条第1項第1号に基づく自己資本充実のための措置（公的資金注入）が取られた。これにより、同銀行の自己資本比率は改善し、預金も全額保護された。

第6章 経営分析，把握の推進体制

これまで、金融機関の適切な経営分析，把握のために考え得るいくつかの取組事項について見てきた。しかし，これらの取組は，事務的に相当の負担を要するために，これを円滑かつ効率的に推進していくための体制を整備する必要がある。

公金の管理・運用は，その権限に基づき，それぞれの公金を所管する部局が責任を持って対応することが基本となる。したがって，金融機関の経営分析，把握についても，各所管部局の主体的な取組が必要である。

しかし，現段階では各所管部局で独自に経営分析，把握を行っていくためのノウハウが十分とはいえないこと，各所管部局の事務的な負担が増大し，県全体として見れば事務の効率化が図られないこと，各所管部局が個別に対応することにより，県としての統一的な対応が図られない可能性があること等の問題がある。

したがって，これらの問題に適切に対処するため，概ね次の役割分担と連携により，円滑な金融機関の経営分析，把握に努める必要がある。

また，これら金融機関の経営分析・把握に当たって，信用調査会社，監査法人等の外部専門知識の積極的な活用を図り，客観的で公正な分析・把握に努める必要がある。

1 公金管理委員会の役割

- (1) 金融機関の経営分析マニュアルの作成と各所管部局への提供。
- (2) 各所管部局職員の経営分析能力等向上のための研修会の開催。
- (3) 事務局が作成した経営分析結果等を基にした公金保全の措置方針等の審議。

2 公金管理委員会事務局の役割

- (1) 第2章で定めた対象金融機関の経営分析，把握に必要な各種情報の収集。
- (2) 収集した情報に基づいた経営分析。
- (3) 委員会に対する経営分析結果等の報告。

3 各所管部局の役割

- (1) 関係する預託先金融機関の可能な範囲での経営状況の把握。
- (2) 経営状況に影響を与える情報等を入手した場合の事務局等への報告。

第7章 まとめ

本マニュアルは、概ね図表7-①のようなスキームを念頭に取りまとめたものである。

すなわち、個別金融機関の経営状況を適切に分析、把握するためには、その前提として、例えば、金融業界を取り巻く動向や全国及び地域経済の概況など、金融機関の経営に影響を及ぼす様々な要因を適切に把握するよう努める必要がある。これらの要因には極めて多様なものがあり、その全てを理解することは困難であろう。また、これらの要因が、個別金融機関の経営にどのように影響を及ぼすかといったことも必ずしも明確ではない。

しかし、金融機関に起こる様々な経営上の変化がどのような原因によって起こるのか。構造的な要因か、金融機関固有の問題によるものか。構造的な問題であるとすれば、それがいつまで続くのか。その場合、当該金融機関の経営にどのような影響がもたらされるのか。これらのことを知ることによって、より適切に変化の状況が認識され、地に足のついた対応が可能になるものといえよう。

また、個別金融機関の経営状況を分析、把握するに当たっては、できるだけアンテナを広く張り、例えば、金融機関自らが開示する情報ばかりでなく、企業訪問によるヒアリングや第三者情報の活用など、様々なツールを活用し、多角的な視点から分析、把握することが望まれる。ただし、その際、計数的な分かりやすさや相対評価のしやすさ等を考慮し、定期開示情報に基づく定量分析を中心に行うとともに、客観性や即時性等の面でこれを補完するための方法を適切に活用するなど、メリハリをつけた分析、把握に努める必要がある。

このような取組により、金融機関の経営状況を把握し、預託行動の妥当性、適切性を確認することとなるが、その結果、健全な経営が維持されているとは言い難い状況（本書では、「不安要素の発現」として表現）が認められた場合、その状況に応じて預金等保全のための対策を検討するとともに、監視活動を強化する必要がある。その際、例えば、資産劣化の状況を総合的に表す自己資本比率を中心とした健全性項目や預金増減等の流動性項目を重視した監視活動を行うなど、過去の事例等も踏まえた監視活動の強化を行う必要がある。

ここで紹介した手法は、現段階で最良と考える手法ではあるが、完成されたものではなく、これによって、確実に金融機関の経営の健全性や不安要素の発見が保証されるというものでもない。

このため、他の保全措置が為されていない限り、常に不安は付きまとうこととなる。

しかし、幸いにも、現段階で本県が預託する金融機関はおおむね健全な経営が維持されており、特段問題がある金融機関は認められない。

したがって、本マニュアルに沿った取組を行うに当たっても、冷静な判断と落ち着いた行動でそれぞれの取組を遂行されるよう望むものである。

図表 7-① 本書における経営分析，把握スキーム

